

令和4年6月9日（木曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和4年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	赤間隆之君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長兼教育課長	千葉忠弘君
選挙管理委員会事務局長	中條宣之君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 次 長 熊 谷 直 美  
主 査 清 水 啓 貴

---

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 6 月 9 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

6 月 9 日から 6 月 1 3 日まで 5 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 報告第 2 号 令和 3 年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 5 報告第 3 号 令和 3 年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 6 報告第 4 号 令和 3 年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 7 報告第 5 号 令和 3 年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

〃 第 8 報告第 6 号 令和 3 年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

〃 第 9 議案第 2 7 号 専決処分の承認を求めることについて  
(松島町町税条例の一部改正について)

〃 第 1 0 議案第 2 8 号 専決処分の承認を求めることについて  
(松島町都市計画税条例の一部改正について)

〃 第 1 1 議案第 2 9 号 専決処分の承認を求めることについて  
(松島町国民健康保険税条例の一部改正について)

〃 第 1 2 議案第 3 0 号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 3 議案第 3 1 号 令和 4 年度松島町一般会計補正予算 (第 2 号) (提案説明)

- 〓 第14 議案第 32号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（提案説明）
- 〓 第15 議案第 33号 令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（提案説明）
- 〓 第16 議案第 34号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〓 第17 議案第 35号 令和4年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〓 第18 議案第 36号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 〓 第19 諮問第 1号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〓 第20 諮問第 2号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〓 第21 諮問第 3号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〓 第22 諮問第 4号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〓 第23 諮問第 5号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〓 第24 議員提案第5号 デジタル推進特別委員会の設置に関する決議について
- 〓 第25 一般質問

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） それでは皆さん、おはようございます。

本日の会議を開く前に、4月1日付で異動のあった職員の紹介をしたい旨の申出がありました。これを許可しますので、総務課長からご紹介を願います。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、4月1日の職員の異動について紹介させていただきます。

皆様から向かいまして左手になりますが、初めに岩渕茂樹会計管理者兼会計課長です。

○会計管理者兼会計課長（岩渕茂樹君） 岩渕でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（千葉繁雄君） 千葉忠弘教育委員会事務局教育次長兼教育課長です。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） よろしくお願ひします。

○総務課長（千葉繁雄君） 赤間隆之水道事業所長です。

○水道事業所長（赤間隆之君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（千葉繁雄君） 紹介につきましては、以上の3名になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） よろしくお願ひいたします。

それでは、10時までしばし休憩ということになります。そのままその場でお待ちください。

ただいま出席議員が13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回松島町議会定例会を開会いたします。

傍聴の申出がありますので、お知らせします。-----ほか2名であります。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番片山正弘議員、13番高橋利典議員を指名いたします。

---

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月9日から6月13日までの5日間としたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの間、5日間と決定いたしました。

---

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告の申出がありましたので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 改めまして、おはようございます。

本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

初めに、3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震の被害状況について、資料を配付させていただいております。詳細につきましては、後ほど危機管理監より説明させていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が5件、専決処分の承認が3件、条例の一部改正が1件、令和4年度補正予算が5件、人事案件が1件、諮問が5件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております、令和4年3月2日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月2日に第1回松島町議会定例会を招集し、17日までの会期において、令和4年度一般会計予算等の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

3月6日には、松島海岸駅の新駅舎及びバリアフリー整備完成式典が開催され、長年の懸案事項であったバリアフリー化を目的としたエレベーターが整備され、松島観光の拠点としての利便性の向上が図られました。

3月11日には、東日本大震災慰霊記念碑前におきまして、震災で亡くなられた方々を思い献花をいたしました。

3月23日には第2回松島町議会臨時会を招集し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び事業所支援事業に関する一般会計補正予算の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

4月5日には春の交通安全町民総ぐるみ運動出発式が行われ、交通事故防止の徹底を図るため、町内全域に向けた交通安全広報活動を実施しました。

4月28日には、松島交通社会実験協議会を開催し、松島地区の交通渋滞対策に向けた社会実験の実施について協議を行いました。

5月11日には、行政区長会議を開催し、本年度の主要事業等を説明し、様々な意見や要望等をいただいております。

5月27日には、宮城県市町村長会議が開催され、新型コロナウイルス感染症対策のためのワクチン接種の加速化や、今後の観光振興策などについて、県知事と意見交換を行いました。

5月29日には、北上川下流及び江合川・鳴瀬川総合水防演習が実施され、令和元年台風19号の大雨による河川氾濫浸水被害を教訓とした訓練が実施されました。この演習には町消防団員も参加し、水防技術の向上及び水防体制強化を図り、水防の重要性や理解を深めることができました。

6月5日には、町民グラウンドにおいて、第60回町民ふれあいスポーツ大会が開催されました。コロナ禍により令和元年6月以来3年ぶりの開催となった今大会は、参加者が密にならないよう配慮した種目とするなど、感染防止対策を徹底して行われ、町内12分館の町民の方々が各種競技を通じて親睦を深めました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（色川晴夫君） 続きまして、蜂谷危機管理監から、3月16日の被害状況について説明願います。

○危機管理監（蜂谷文也君） それでは私のほうから、3月16日23時36分に発生しました、福島県沖を震源とする地震の被害状況について、概要を説明させていただきます。

本日お配りしている資料をご覧ください。

まず、1の地震概要となりますが、（4）に記載のとおり、本町の震度は5強となっております。

ちなみに、最大震度は6強となっております、県内では、登米市と蔵王町で記録しております。

また、地震によりまして、23時39分に津波注意報が発令されました。

磯崎漁港にある潮位計では、17日の午前2時40分に20センチの津波を観測しております。

次に、2の被害概要となりますが、（1）の人的被害につきましては、負傷者が2名発生し

ておりまして、1名の方は落ちたガラスを踏んでけがをされた方、もう1名は地震にびっくりして一時的に意識を失われ、救急搬送されております。いずれも軽傷扱いとなっております。

(2) のインフラ関係になりますが、今回の地震で断水や停電などは発生しておりません。

(3) の交通関係であります、JRが各線で翌日17日まで終日運休となりましたが、町営バスにつきましては通常どおり運行を行ってございました。

次に、3の避難所及び避難者状況ですが、町としては5つの避難所を開設し、最大で126名の方が避難しております。また、当日は観光客なども避難所に避難されましたが、JRが運休となっていたことから、多賀城駅や仙台駅まで送迎をしております。

次のページですが、4. 災害対策本部等開催状況についてとなりますが、地震発生と同時に災害対策本部を設置し、防潮堤の閉鎖や避難所開設、被害状況の確認など、災害対応の概要を記載しておりますので、ご参考いただければと思います。

次に、5. 罹災証明等の受付件数についてとなりますが、3月18日から申請の受付を開始し、罹災調査を開始しております。住家の被害状況を証明する罹災証明につきましては158件、住家以外の建物や動産についての被害を証明する被災証明につきましては、107件の申請を受け付けております。

6の罹災判定結果、いわゆる住家の被害状況ということになりますが、罹災証明の申請に基づきまして住宅の被害調査を行い、158件の調査が終了しておりまして、半壊が1件、準半壊が7件、半壊に至らない一部損壊が150件の判定結果となっております。

7の災害ごみにつきましては、災害ごみが多くなった場合に、東部衛生処理組合に直接搬入する方の処理手数料の減免を行いました、16件の申請を受け付けている状況でございます。

次のページになります。

8の被害額となります。

公共施設関係と、農業、商工業などの経済被害関係を合わせまして、2億3,239万1,000円となっております。

以下に内訳を記載しておりますが、(1)の公共施設関係では、公共土木施設である道路、港湾、農道におきまして、舗装の破損、亀裂、沈下などの被害が発生しているほか、農業用施設として、手樽海浜公園のトイレ外構等で沈下等が発生しております。

教育関連施設におきましても、第一小学校や松島中学校の校舎のエキスパンションジョイントの破損、社会教育施設では、松島運動公園野球場のトイレで水道管の破損、東部地域交流

センター建物自体と運動場、いわゆる体育館のほうの外壁や窓枠、さらには給食センターでも貯湯槽の床固定部に被害が発生している状況でございます。

また、その他の施設として、防災、観光、高齢者施設などにおいて被害が発生しております、合計2,909万7,000円ほどの被害額となっております。

また、(2)の経済関係の被害になりますが、農産被害として、生産中のトマトがボイラー破損等により適温確保ができなくなり、8割から9割の被害に遭ったほか、トマト生産施設であるガラスハウス2棟で、施設に大きな被害が発生しております。

また、水産関係では、カキ処理施設の冷却設備やカキ棚30台等の被害が発生しているほか、商業関係では、25の事業所で建物自体や設備、商品等への被害が発生しております。

経済関係では、合計が2億329万4,000円の被害となっております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、お手元に配付しております。概要だけ申し上げます。

1の出納検査、監査の報告については、令和4年3月22日、4月27日、5月20日に例月現金出納検査等を行っていただいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでございました。

2の請願・陳情・意見書等の処理については、記載のとおりになっております。

3の行政視察（来町）については、6月2日、岩手県葛巻町議会輝くふるさと常任委員会が、移住定住、人口減少対策についてと、震災復興について、調査のため来町されました。

4の会議等については、令和4年3月2日、令和4年度第1回松島町議会定例会を含めて、総件数52件の各種会議や行事等がございました。詳細は記載のとおりになっております。

5の議会だよりの発行は、5月1日にまつしま議会だより第150号が発行されております。広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

6の委員会調査については、各常任委員会がそれぞれ記載のとおり調査等を行いました。

7のその他については、それぞれ記載のとおり行っております。

議長の諸報告は以上となります。

次に、一部事務組合議会の組合議員から報告書の提出がありました。

令和4年3月定例会以降開催された組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会となります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報告第2号 令和3年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
○議長（色川晴夫君） 日程第4、報告第2号令和3年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書  
についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第2号、令和3年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の定住促進事業につきましては、補助対象住宅の工事が年度内での完了が見込めず繰り越した事業であり、令和4年6月下旬までに完了見込みとなっております。

感染症予防対策換気型空調設備事業につきましては、令和3年12月27日の国の交付限度額通知後の実施となったことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和4年6月下旬までに完了見込みとなっております。

3項戸籍住民基本台帳費の番号制度（マイナンバー）導入事業につきましては、令和3年12月20日の国の第1次補正予算成立後の実施となったことから、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和4年12月下旬までに完了見込みとなっております。

3款民生費1項社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきましては、同じく国の第1次補正予算成立後の実施となったことから、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和4年12月下旬までに完了見込みとなっております。

2項児童福祉費の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業につきましては、令和4年9月まで継続する事業であることから繰り越した事業であり、令和4年9月下旬までに完了見込みとなっております。

子育て世帯への臨時特別給付金事業につきましては、給付金支給に係る国の要領改正に伴い、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和4年4月に完了しております。

4款衛生費1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業につきましては、ワクチンの3回目追加接種及び5歳から11歳を対象としたワクチン接種の実施に伴い年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和4年9月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、一般会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。10番今野

議員。

○10番（今野 章君） 今野でございます。

1点だけちょっとお伺いしたいんですが、民生費の児童福祉費ですか、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業ということで繰越しをされておるわけでありましたが、説明にもありましたように、今年度9月末までの事業ということで、それ以降の処遇改善ということがどうなるのかということについて、国のほうで方向性が出ているのかどうかですね。その内容について、お聞かせいただけないかと思います。よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） こちらの処遇改善に係る事業につきましては、今お話あったとおり、9月まで国の財源でもって対応するという進め方をまいりました。10月以降に関しましては各自治体の判断になるものの、財源としては子ども・子育て支援交付金のほう、国3分の1、県3分の1、もう3分の1は町で持ちますが、特別交付税措置ということで、財源のほうが一応国としては用意しているということで、今、今後ですね、関係自治体と協議しながら方向のほうを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 処遇改善ということで国のほうで始めた事業で、10月からは県や町も含めて財政負担を求められると、こういうことなんです、町でも3分の1で、あとで交付税措置をされると、こういうことになるというお話なんです、この交付税そのものについては、いろいろな場面で中身がよく分からないという話をされるわけですね。そうしますと、本当にその3分の1の分の手当が、この交付税に含まれているのかどうかということが確認できるのかどうかですね。それについて、どうなんでしょうか。

この前でも説明ではね、交付税についてはなかなかどこに何か入っているか分からないという説明もいただいてきた経過がございますので、その辺の財源の確保もしっかり行えるのかどうかですね。それについて、お聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 特交措置ということの財源の中身を確認できるのかと、実際のところ、はっきり言って分かりませんというような話になります。国の予算上で特交ということで地方交付税総額の6%ですか、そこが各地方自治体のほうに配分されると。県のほうからも通知来るのが、大きな増減部分だけの金額についてはその通知文書の中に入っていますが、

こまい話というか少額になってくると、そこが入っているのかどうかというのはちょっと分かりかねると。なおさら個別事業で入ってくる分と、町独自のちょっと専門用語になります。が、特殊財政事情ということで配分されてくる部分もありますので、はっきり言って分かりかねるとというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 放課後児童支援員ということでございますけれども、この議案が出された時点でも質問したんですが、保育士等についてもですね、そうした処遇改善というのは求められているわけなんです。実際にはそれが実施をされていないと。一般的な本町においてはね、公的な保育だということもあって、他と比較してね、遜色ないという理由だったかと思うんですが、今後の考え方ですね。新しい、来年度ですか、新しいこども園等も出てきますよね。そうしますと、そういった方々の処遇等問題も当然出てくるのかなと。職員さんのお話を聞いていると、他よりは若干高めに設定しているというような話もあつたかには覚えているんですが、来年度以降のそういった町としての考え方があるのかどうかですね。その辺について、いかがなんでしょう。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 前日も申し上げたんですが、現時点では処遇改善を保育士だけとか、幼稚園教諭だけとか、保健師だけとかということでは考えておりません。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） なかなかやっぱりこの介護だとか保育所だとかですね、こういうところでの人材の確保というのは非常に難しい状態になってきているわけで、それはやっぱりこの処遇等の問題が大きなネックになっているという側面もあるかと思うんですね。ですから、人材を確保していく上でも、そここのところにしっかり手を入れていくということが、私大事なことではないかなとこう思うんですね。来年度に向けてまだ時間がありますのでね、ぜひそういったことも含めて検討していただきたいということを、申し上げておきたいと思えます。

終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございますか。5番杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 私は1点ですね。4款衛生費の1項保健衛生費の新型コロナワクチン接種、3月の補正だったと記憶しているんですが、そのとき質問したんですが、5歳か

ら11歳を対象にしたワクチンということで、様々な情報が氾濫していて、保護者の方がすごく不安に思っているのではないかというお話をさせていただいた中で、対策室だったり、健康長寿課で様々な相談を受けているというお話がありました。集団接種終わったと思うんですが、実際のそういった中で接種率というのは何%まで行ったのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 正確なところは、まだ現在進行形なのでまだつかんではおりませんが、大きくお調べしましたところ、約4割近くの方が受けられているということで、初めに接種の希望で伺ったアンケートの結果とほぼ同じになっております。ただ、まだ中学校などでの各自治体での発生状況をご覧になった保護者の方々が、その後も接種を希望される現状もございまして、医療機関のほうで随時対応していただいているところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 今、中学校の話が出たんですが、陽性者が増えて休校になったということで、その判断は私はよかったなと思っておりました。これ以上蔓延しないような形でそういう措置が取られたというのは、大変私の中では評価をするところではありますが、そういった中で、40%という数字はやっぱり高いか低いかというのはちょっと分からない、何とも言えないところなんです、今後担当課としてどういった対応をしていくのかというのを、ちょっと今後の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 予防接種につきましては、どの年代の方々に対しましても、接種を希望する方々への接種の機会を設けるということで目指していきたいというふうに思っております、接種率を決して高いことに目標を持つというふうには考えておりません。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 接種については今の話伺った中で、私は今回質問は、5歳から11歳以下という質問をさせていただいた中で、やはりまだまだ不安になっている方がいらっしゃる、保護者の方がいらっしゃる中で、そういった相談の体制は、今後ともぜひこれしっかり継続して行っていただきたいという思いだけで今回質問させていただきましたので、今後ともどうぞよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

---

日程第5 報告第3号 令和3年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書  
について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、報告第3号令和3年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第3号令和3年度松島町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款総務費1項総務管理費の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金防災改修等支援事業につきましては、補助対象施設の工事が年度内での完了が見込めず繰り越した事業であり、令和4年5月に完了しております。

以上で、介護保険特別会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

---

日程第6 報告第4号 令和3年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書  
について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、報告第4号令和3年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第4号令和3年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款事業費1項下水道建設費の松島浄化センター長寿命化改築事業につきましては、半導体不足に伴い、機器製作に必要な部品調達に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り

越した事業であり、令和4年10月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

---

＝

日程第7 報告第5号 令和3年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（色川晴夫君） 日程第7、報告第5号令和3年度松島町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第5号令和3年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費の割波二配水管布設替工事につきましては、管材料塗料の不適切行為により材料の供給が全国的に停止し、管材料の納入に時間を要し、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和4年4月に完了しております。

また、松島大橋水道管添架橋台撤去工事につきましては、関連工事である松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事との調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和4年9月下旬までに完了見込みとなっております。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 10番です。

これにつきましては、割波二の配水管布設替工事のところで説明で、管材料塗料の不適切行為ということが述べられております。調べてみましたら、神東塗料株式会社ですか、この指定外の塗料をお使いになって、この管が使用できなくなって、全国的にね、この管材料の供給が停止をするというような事態になったということのようでもありますけれども、それでいいのかどうかですね。ちょっと事実確認をひとつ、どういう内容だったのかということと、我が町における水道事業に対する影響として、工期

がただ単に遅れたということだけなのかどうかですね。町内業者における、事業への影響等についてはどうだったのか。その辺についての事情を、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間隆之君） このたびの経過のご説明を申し上げますと、日本水道協会が定めます水道用ダクタイル鋳鉄管の合成樹脂塗料の規格、こちらの中です、認証を得る際に試験をするんですが、その養生期間とかですね、あと加温などの温度調整、このような形で定められた規格に基づきまして検査をしなくてはならないんですが、それとは異なる、結果異なる条件で試験結果を水道協会のほうに提出しまして、この塗料の認証をいただいたというような経過になっております。これが誤っていたということで、当事業所から日本水道協会のほうに連絡がありまして、この合成樹脂塗料を使用しました管材等々の使用と、あと製造の自粛ということで指示がございました。

本町でもですね、この塗料を使用した管財を使用するというので、それが判明しまして、日本水道協会のほうがこの塗料の検査をしまして、その安全性が確認されたのが1月28日ということで、約1か月間、本町の工事が止まっていたというような中身になります。再開はいたしましたが、約この1か月間ですね、自粛ということで工事もストップしたということで、約1か月間遅れたということの繰越しというような内容になっておりました。この工事1か月間遅れた結果につきましては、工事業者等々の影響はないということで報告は受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） この割波二の工事については、11月初めに入札をしているかと思うんですが、11月ですから1月に事件が発覚をするということだと、事業者としては材料等々の購入なんかももう始めている時期になっているのかなと思うんですが、そういう意味での影響はなかったんですか。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間隆之君） そうですね、使用する管材も決まっておりますので、それがこちらのほうの工事に使用するかどうかということでの期間がちょっとストップしたということでしたので、影響は特にございませんでした。

○10番（今野 章君） 分かりました。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。

○10番（今野 章君） はい。

○議長（色川晴夫君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

---

＝

日程第8 報告第6号 令和3年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（色川晴夫君） 日程第8、報告第6号令和3年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第6号令和3年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、松島大橋の旧橋撤去に時間を要したことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和5年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で、一般会計の事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思いますので、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、報告を終わります。

---

---

＝

日程第9 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町町税条例の一部改正について）

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第27号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

松島町町税条例の一部を改正する条例について、議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第27号松島町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求

めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

主な改正内容につきましては、固定資産税の土地に係る負担調整措置の軽減等について所要の改正を行ったものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第27号専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

主な改正事項につきまして、条例に関する説明資料の1ページをお開き願いたいと思っております。

第73条の2及び第73条の3の改正につきましては、DV被害者等の支援措置の明確化として、固定資産課税台帳を閲覧に供し又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等には、納税義務者からDV被害者等である旨の申出により住所の削除など総務省令で定める一定の措置を講ずることができることが、法律で明確化されたことに伴う改正でございます。

2ページをお開き願いたいと思っております。

附則第12条の改正につきましては、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和措置の観点から、令和4年度に限り負担水準60%未満の商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の5%から2.5%へ半減とするものでございます。

特例措置による令和3年度と令和4年度の税額の動きにつきましては図のとおりであり、評価替えに伴い税額が増加する土地については、本来評価額の5%が加算されますが、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が上昇する土地については令和2年度の税額に据置き措置が講じられ、また令和4年度限りの措置として、負担水準60%未満の商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の5%から2.5%とするものでございます。

なお、今回の特例措置による影響額等でございますが、固定資産税で4筆、影響額が約500円。また、土地計画税においては3筆、約50円でございますが、両税額ともに各個人ごと、ほかに保有する土地、家屋と合算し算出し、端数を切り捨て100円単位とするもので、実際の課

税額と影響額とは異なりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

その他の改正につきましては、地方税法の改正に伴う引用条文の条項ずれ、文言の整理等の改正を行ったものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） まずは、初めにこれから専決処分の承認を求める議案が3件でしたっけ、出てくるんですがね、毎年度3月31日に大体法律が決まってですね、専決をせざるを得ないと、そういう状況になっているわけですね。これは議会からすれば、しっかりと議会で審議をすると、そういう審議権を奪われた状態になると、こういうことになっているわけで、こういった法律の運用というのは本当にいいのかなと、こう私思うんですね。少なくとも半年から1年のですね、法律の周知徹底期間というのは本来必要なんだろうと、こう思うのでありますが、こういったやり方がこのまま今後も許されていていいのかどうかというところで、非常にこう疑問に思うんですが、その辺について執行部としてどのように考えているのかです、まずお伺いをしたい。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは今年だけではなくて、例年こう年度末というんですかね、がやってくると、やっぱり国会のほうにそれだけ忙しくなってきた、何としてでもその3月31日と4月1日とで、これ仕分けしなくてはならないというところで追いかけてくるのかなと。それで、地方自治体のほうにお知らせするのがですね、なかなか余裕を持っての日程に至っていないというのが、これまでだったかと思います。

今後も多分そういうことは考えられるかと思いますが、手前どものほうから、いついつまでに、例えば3月31日の10日前までにとかですね、なかなかこういったことを国のほうに申し上げていってもですね、なかなかそれが通るのかというと、かなり難しい問題ではあるんだろうというふうに思います。

ただ、いろんな松島だけではなくて、市町村共々議会がですね、大体行われたときに、年度末というのはどこの自治体もやっているわけでありまして、たまたま市の関係についてはね、3月議会が長い期間をスパン持っているところであって、後半で何とか拾えるときはそこに組み込んでやるというやり方をやっている自治体もありますけれども、それらも今後参考にですね、我々も少し国のほうに意見を言えるときにはちゃんと行って、もう少し早めに

出してほしいということ、今後これだけではなくて、新年度予算についてもですね、お願いしていきたいとこのように思います。

○議長（色川晴夫君） 10 番今野 章議員。

○10番（今野 章君） やっぱりね、議会は審議をするというのが一番大事な仕事ですから、そういう意味ではね、この専決処分をされるというのはやはり大変なことなんですよね、本来はね。そういう意味において、しっかり審議をできるような状態にしてもらおうということが必要だと思います。町長、町村会のたしか会長でしたっけか、今、おやりになっているということですので、ぜひそういった声をですね、国のほうにしっかりと上げていただきたいということ、要望していきたいというふうに思います。

あと、もう1つですが、その町税条例の改正について、第73条の2でですね、人の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあると認められる場合は、住所等削除することができるんだよとこういうふうになっているわけですが、その人の生命ですね、あるいは身体に危害が及ぶという場合の事件は、どんなものが想定されているのかですね。その辺について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 人の身体に被害を及ぼすと、一般的にちょっと条例に関する説明資料でも書かせていただいたんですが、いわゆるDV被害ということと、もう1つ、国のほうで解説あるのは、あとはストーカー、あと児童虐待と、そういうものが該当するということでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 10 番今野 章議員。

○10番（今野 章君） いろいろなケースが考えられるんだろうなと思いますけれども、例えば今児童虐待の話出ましたけれども、福祉事務所等に市民から通報があっても、その幼い子供の命が救えなかったという、そういう事件が最近あったりしているわけですね。そうしますと、やはり大きい問題になるわけで、そういった事故を防ぐための手だてとといいますかね、そういう事案が発生したときに、抜かりのない手だてがちゃんとできるようになっているのかですね。その辺について、そういった事件にならないための対策の防止について、町としてどんなふう考えているのかですね。その辺どうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 今、言ったような事案につきましては、大変な事案になる前に、

教育委員会やあとは児相のほうからも連絡ありまして、3者において情報共有し、未然に防ぐような体制を整えております。本年度からなんですけど、子ども家庭総合拠点のほうも設置しまして、そうした事案につきましても、これまで以上に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、まず未然に防ぐという、そういった体制づくりで努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） これは努力する以外、多分ないんだろうとは思いますが、その辺しっかりとですね、やっぱり目配せをしてもらうということが大事だと思いますのでね、事故が発生してからでは遅いので、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

それから、附則の第12条関係ですか、ほとんど影響額はないんだと、こういうお話でありました。令和2年度から令和3年度も据置きだったわけですけども、今回は5%のところを2.5%に縮小して固定資産税賦課しますよと。こういうことになるわけですけども、コロナによるこの社会経済への影響というのは、まだまだ収まってはいないというのが現状ではないかなというふうな気がするんです。そういうことで考えるとね、ほとんど影響ないのに2.5%をまた取るのかと。令和2年から令和3年にかけてと同じような対応でよかったのではないかなと、そんな気もするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 令和2年度から令和3年度ということで、上がる部分は据置きにしたと。あと、議員さん方ご存じのように、ちょっと企業の関係については、土地だけの固定資産税で償却資産と建物の減額というか、免除ということもあったわけですけども、本町においては、2.5%にした段階では1,500円というような話になりますが、全国的に東京とかその辺を考えたら、ちょっと影響額は私分からないですけども、そういうことの鑑みも含めまして、国のほうで5%から2.5%ということで下げているのかなと。また、令和2年度から令和3年度についても、本町においては据置きということで、路線価が若干上がったところはありますけれども、税額にしては多少の増減ということで、あっちの町内の土地の減少というか下落ということもありますので、全体的に、全国的に見た場合と、ちょっと町と比較というのはかなり難しいというような状況だと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なし。なしですね。なしと認め、討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を認めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第27号専決処分の承認を求めることについては、承認とすることに決定いたしました。

---

日程第10 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町都市計画税条例の一部改正について）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第28号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

松島町都市計画税条例の一部を改正する条例、議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第28号松島町都市計画税条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律は、令和4年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、都市計画税の負担調整措置について、従来から固定資産税と同様の措置が講じられており、松島町町税条例の一部を改正する条例で行われた固定資産税における措置と同様に、土地に係る負担調整措置の軽減について所要の改正を行ったものであります。

また、地方税法の改正により、本条例において引用する条項ずれ等について改正を行ったものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を認めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第28号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

---

日程第11 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町国民健康保険税条例の一部改正について）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第29号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第29号松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことにより、松島町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。

今回の条例の改正につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円に改める改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 説明。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 議案第29号松島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の内容について、説明させていただきます。

令和3年12月24日に閣議決定されました、令和4年度税制大綱に伴いまして、国民健康保険税の税負担の公平性の確保を図る観点から、課税限度額を見直すため、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額を引き上げる内容となっております。

それでは、議案書一番後ろに添付しております資料にて説明させていただきます。

資料右下、②の課税限度額の見直しをご覧ください。

基礎課税額につきましては、改正前63万円が課税限度額となっておりますが、2万円引上げ65万円となります。後期高齢者支援金等課税額につきましては、改正前19万円が課税限度額となっておりますが、1万円引上げ20万円となり、介護納付金課税額については改正なしとなっております。

資料左下①について、影響の区分についてでございますが、2月末現在の課税状況で見込んだ場合を示しております。基礎課税額について、改正前は超過世帯が5世帯ありましたが、引き上げたことで対象世帯は3世帯となり、影響額は7万3,746円課税額が増えるということになっております。

後期高齢者支援金等課税額については、改正前は超過世帯が7世帯ありましたが、引き上げ後も変わらず、影響額は7万円課税が増えるということになり、合わせて課税額が14万3,746円の影響額が見込まれる改正内容となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） まず初めに、国保の現状についてお聞きをしたいんですが、加入世帯数、加入人員ですね。それから、法定減免されている世帯、それぞれ割合ごとに教えていただけないでしょうか。

あと、もう一つ、もし分かれば、貧困世帯と言われるラインというのは大体所得200万円ですか、そういうラインで大体考えられているようなんですが、200万円以下の加入世帯って全体の幾らぐらいあるんだろうね。もし分かれば、教えていただきたい。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 加入世帯数につきましては、3月末時点で把握しているのは、1,973世帯となっております。加入者数につきましては、申しわけございません。後ほど答弁整理させていただければと思っております。

また、軽減世帯の割合でございますが、その3月末時点で把握した内容では、7割軽減が

31%、5割軽減が17%、2割軽減が13%ということで、全体の加入世帯数から上がる軽減世帯の割合は60%を示しております。

また、200万円以下の所得につきましては今把握しておりませんので、後ほど答弁整理させていただければと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今お聞きしたとおり、いわゆる所得はまあ非常に低くてですね、その軽減をせざるを得ない世帯というのが1,973世帯のうちの6割だと、こういうことですから、1,200世帯ぐらい大体あるんだと、半分以上ですね、あると。こういうことになっているわけですが、今回その限度額の見直しをするということで、これは加入者の中では比較的所得が多い方々の負担をしていただきますよということになるわけですが、この限度額というのはなぜ引き上げるんですかね。なぜ、こう引き上げるのかがよく分からないんですね。引き上げることによって、何を期待しているのかですね。その辺どうなんでしょうか。今お聞きすると、わずか今回の引上げでも14万3,000円余りですね。この金額を引き上げて、何を期待しているのか。その辺について、お聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 課税の原理からいうと累進課税ということで、所得がある方に対して課税がそれ相応になるというような仕組みになっているかと思われまます。ちなみに限度超過額、十万何がしかの僅かの増額になりますけれども、その分限度超過分を引き上げない場合、その分を支えているのは、その以下の一般世帯が支えているという考えを持ちますと、やはり所得があるところで課税はすべきというふうな、そういった原理原則から限度超過の引き上げられているものというふうに推測しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） であるとすればね、累進制だというのであれば、限度額を撤廃したのが一番簡単なんですよね。だとすれば、なぜ限度額が設けられているのか。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） その限度額設けられた理由につきましては、私も把握はしておりません。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） だから、その辺がね、分かりづらいんですよ、この国保というのはね、歴史がありますからね、戦前から続いたこの国保の考え方というのがあってね、今の流れになっているんだと思うんです。多分みんな支え合うというね、考え方からスタートしているので、金持ちも貧乏人もまず出そうじゃないかと。だから、限度額も設けられたんだというふうには思いますけれども、やっぱり戦後ね、民主主義になって、税金の民主主義は累進制なんだよと、こういうふうに言われてきているわけなので、限度額自体が現状に合わなくなっているのかなというような気もしないわけではない。ただ、政府として、こうやって来ていますから、これはこれで生きていかざるを得ないのかもしれないけれども、この僅かこう上げる効果がほとんど期待できませんよね。これによって、いわゆる所得の低い方々の負担が軽減されるんだったら、ほとんどそれは期待できていないですね、これで。そこがやっぱり問題なのかなと思うんですね。まあ、もっと問題は大きいところにあるわけですが、そういう意味でこの限度額引上げというのはどうなのかなと調べてみたんですがね。10年前は限度額全体で81万円ですからね、10年たったら、102万円になると。こういうことで、上昇率26%ですよ。所得の大きい方だって、この10年間で、収入26%増えた人多分いないんじゃないですか、松島の中では。この10年は少なくともね、実質賃金下がっているんですよ、みんな。そういう中でね、こういう負担を求められるというのはいかがなものかなとこう思うんですが、いかがでしょうか。所得に占める国保税の割合はどれぐらいになっているんですか。その辺、もしお分かりでしたら、それも含めてお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） いわゆる所得がある世帯という割合につきましては、例えば、1,000万円以上の収入があるというところという割合は、全体の0.2%でした。いわゆる極めて少ない状況にあります。ですので、その超過限度額の引上げにつきましては、国のやっぱり地方税の改正に伴いまして、準じて行ってまいりましたが、やはり一番大変なのはそこを支えている、低所得者と中間所得者ということも踏まえまして、令和3年度には議決をいただきましたとおり、応益割のほうですね、そういった全体支える世帯を、全体に引き下げるということで、応益割を1万円ほど引き下げさせていただきました。その影響額は金額でいうと1,400万円ぐらい、毎年財政調整基金のほうから繰り入れて負担を軽減していくと。子供の均等割の撤廃についても、以上でした。それも300万円ぐらいのですね、費用負担を財政

調整基金のほうから用いてですね、松島町としては、その中で中間所得者層、低所得者層ですね、負担を減らしていこうというふうに、負担軽減を図っていききたいと。これはできる限りの中です、努めて続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 課長が答弁されたとおりで、私も下げろ下げろと言ってきて、下げてくださいからね。それはね、認めます。

ただね、3月の財調の残高お聞きしたでしょ。3億6,000万円まだ残っていますよと言うんですよ。非常にでかい財調が、まだ残っているわけね。まだまだ下げられるんじゃないの。そしたら、町長はもう少し様子を見てからだと、こんな答弁だったかと、そう思うんですけどね。

この限度額そのものね、これ何だっけ、政令で決まっているんですよ。地方税法改正されて、国保税の限度額は政令なんですよね。政令でこの限度額になります、まで上げていいですよ。上げなくていいですよ、無理して、財調もこれだけ余っているわけでしょ。上げなくていいんじゃないですか。政令、法律は確かに変わって、政令で国保の場合はここまで上げていいよと。だけど、それに従って、各自治体は判断できるわけですよ。上げるか上げないか、上げていない自治体もあるはずですよ。我が町で上げると、法律に沿って上げていたほうが楽だから上げますと。こういうことなのかもしれませんが、財調がこれだけあってね、上げなくていいんじゃないですか。もう少し遅らせてもいいんじゃないですか、上げるペースを、2年後、3年後と。そういう考え方があっていいと思うんですが、いかがですか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 本当に政令で定められたところですので、自治体の判断に委ねられるところもあるんですけども、財政調整基金の残高は令和3年度末で3億6,600万円というふうに予算ベースで見込まれています。ただし、当初予算では9,000万円ぐらゐの取崩しがなされています。ということで、大体今2億、6月補正予算の取崩額を差し引くと、2億8,000万円ちょっとなんです。応益割の引下げを検討したときにはですね、令和3年度は本当であれば2億5,000万円だったのが、2億8,000万円で今推移してきている。ちょっと多いところで推移してきておりますが、今年の1億円近い取崩しを考えると、なかなかそれをですね、もう1回引き下げて、同様の取崩しが起きたときに、財政調整基金の残高どれぐらい

になっていくんだろうとなったときには、多分2年後ぐらいにですね、1億円を切るペースになってしまいそうなんです。1億円を切ってしまうと、今回のような繰入れのような、組む予算編成がちょっと難しくなるということも踏まえますと、僅かではありますが、限度超過額のようなですね、改正には準じて改正させていただき、そして皆さんですね、国保税の賦課の状況を見ながら、今後のですね、繰入れ、そして軽減などのですね、検討材料にして進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 財政調整基金がね、何ぼ、どれぐらいあればいいのかという議論というのはいろいろあるわけですけどもね。厚生労働省や何かではたしか給付額の3%ぐらいでしたか、5%ぐらいですか、そんな程度でいいと、こういうことですよ。だから、松島の場合、3%だと多分6,000万円から7,000万円ね、5%だと1億円ぐらいと、こういうことになるわけで、今のお話ですと2億8,000万円ぐらいは現状でもあるんじゃないかと、こういうことになるわけなので、まだまだ大きい財調抱えているわけですよ。財調、財調と言いますがけれども、今、現に加入している人たちの積立金のようなものでね。この人たちが高齢化して亡くなっていく、あるいは後期高齢者に移動していったら、その人たちには何の恩恵もなくその財調は使われることになるわけです。だから、ふんだんにこの財調を預かっていればいいという話ではないんですよ。国保会計が安定的に多少、このね、運営できるためには必要だと思いますけれども、余分な財調を持つ必要はどこにもないわけなので、今現在加入されている皆さん方にしっかりと生かされるものにしていかなくちゃいけない。こういうふうに思うんですが、そういうことから行くと、私はまだまだ財調持ち過ぎではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 財政調整基金のほうの目安、今、今野議員が言われましたとおり給付額の3%、5%というように言われておりましたが、県単一化を目指して、納付金制度になったときにですね、ちょっと定義のほうが合わなくなっているというのが、県のほうからもちよっとお話をいただきました。これが間違っているということではございません。

目安としましては、納付金制度で納める金額に対してですね、財政調整基金のほうが必要になっていくかというところも考えると、今すぐにですね、もう少し軽減ができるかとい

う推計はなかなか難しいです。ですので、県単一化になるのが、まだ公には令和何年度というふうに示されておりませんが、今その途中の年度ぐらいにはですね、もう一度どういうふうにできるかというのは、見直しも含め、3年に一度見直ししていきますので、まずその今お話あったような議論も含めて検討し、どういった課税額が適正なのかというのを図っていきたいというふうを考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 国保の引下げの話になってしまいましたけれども、発端は限度額上げなくともいいんじゃないのかとこういうふうな思いでね、そこまで言ってしまいましたけどね。私としてはね、限度額を上げることの意味合いというのがね、非常に小さいのではないのかなという気がする。で、前回、去年、おととしか、おととしとかその前あたりのときは、いわゆる低所得者のところですね、7割、5割のあたりですか、この辺でさらにこの負担軽減措置も含めて取られていて、そこで減る分をこの限度額を引き上げる、補填するというようなぐらゐの金額になっていたんですね。今回はそれも、それすらないわけですよ。だから、そういう意味でいうとね、ただ上げるだけだと、こういうふうにも見えるのでね、お聞きをしたということでございます。ぜひ、引下げについてですね、よく検討させていただければと思います。

終わります。

○議長（色川晴夫君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

今野 章議員に申し上げます。原案に反対の発言を許します。では、今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今回の国保税条例の改正は、課税限度額の改正であり、基礎課税額を2万円、後期高齢者支援金分課税額を1万円増額するもので、基礎課税額の限度額は65万円に、後期高齢者支援金分課税額の限度額が20万円に、介護納付金分課税額は変更なく、17万円の限度額で、国民健康保険税の限度額の改正による総限度額は、現行の99万円から102万円へと3万円の増額となる。改正により影響を受ける世帯の見込みは、実質7世帯ということだろうと思います。令和4年2月末見込みで、14万3,746円ほどの歳入増となる見込みということでもあります。この間、国保税の引下げを行っておりますが、なお3億円を前後する財政調整

基金があるということでありまして、政令における限度額が引き上がったからと、厳しい物価高騰の中で負担増に苦しむ国保加入者に、条例改正まで行って限度額を引き上げる必要はないと考えるものであります。

また、改正による歳入増は14万3,000円余りとなっており、歳入増による圧倒的多数の低所得者や中間所得者層への負担軽減に対する効果はさほど期待できないと考えているところがあります。

国民健康保険制度の安定的な運営、持続可能な制度ということであれば、医療費に対する国の負担割合を元の50%に戻すということが必要であると考えているものであり、より強くですね、国に対して要望していくべきだということを申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。阿部幸夫議員。

○9番（阿部幸夫君） 今回の改正につきましては、令和4年3月30日に公布されたことによりましてですね、松島町国民健康保険条例の一部改正について専決処分したものでありますし、今回の条例の改正につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を65万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円改正するものであります。今後ともですね、国民健康保険が何のトラブルもなくされていくものと、私自身はひいて賛成する立場からの討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を認めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 賛成起立多数です。よって、議案第29号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

ここで休憩のご意見もございます。休憩に入りたいと思います。11時25分再開といたします。

午前11時15分 休 憩

---

午前11時25分 再 開

---

＝

日程第 1 2 議案第 3 0 号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した  
被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の  
一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第30号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第30号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、引き続き令和4年度分についても適用させるため、対象となる保険税について改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

＝

日程第 1 3 議案第 3 1 号 令和4年度松島町一般会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第31号令和4年度松島町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第31号令和4年度松島町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、5ページをお開き願います。

2款総務費1項8目企画費につきましては、令和4年4月1日付で「過疎地域の持続的発展

の支援に関する特別措置法」に基づく「過疎地域」に指定されたことから、「過疎地域維持的発展市町村計画の策定」及び「一般社団法人全国過疎地域連盟への加入」に係る経費を補正するものであります。

また、定住促進の一環として、結婚を希望する新たな出会いの場を提供する「みやぎ青年婚活サポートセンターへの加入」に係る経費を補正するものであります。

6ページをお開き願います。

7ページにわたりますが、20目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、国の令和3年度補正予算及び令和4年度予備費活用に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、感染拡大及び原油価格・物価高騰の影響を受けている地域経済や住民生活に対する支援等に対応することを目的とした13事業を補正するものであります。

8ページをお開き願います。

9ページにわたりますが、3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、職員の人事異動に伴う人件費分について、国民健康保険特別会計繰出金を補正するものであります。

10ページにわたります。

7目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費につきましては、令和4年4月26日に政府の原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において決定した「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づく事業であり、対象世帯に対し10万円を給付するための経費を補正するものであります。

2項10目子育て世帯への臨時特別給付金事業費につきましては、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に係る事業費及び事務費に対する国庫補助金の精算に伴い、返還金を補正するものであります。

11ページの11目低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、令和4年4月26日に政府の原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において決定した「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づく事業であり、対象児童に対し5万円を給付するための経費を補正するものであります。

12ページをお開き願います。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、予防接種法施行令の一部改正により、子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種が追加されたことに伴い、接種機会を逃した平成9年度から平成17年度生まれの女性を対象にしたワクチン接種及び実費による任意接種者への償還払い経費を補正するものであります。

7目新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、ワクチンの4回目追加接種を実施するための経費について補正するものであります。

14ページをお開き願います。

8款土木費5項2目公共下水道費につきましては、職員の人事異動に伴う人件費分について下水道事業特別会計繰出金を補正するものであります。

16ページをお開き願います。

10款教育費5項2目海洋センター費につきましては、電気工作物保守点検において不良が判明した、配電ケーブル交換に要する経費を補正するものであります。

17ページの11款災害復旧費1項2目農業用施設災害復旧費から18ページの3項2目社会教育施設・保健体育施設災害復旧費につきましては、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震で被害のあった各施設の災害復旧工事費用について補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

17款国庫支出金1項2目新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しましたワクチンの4回目追加接種に対するものであります。

2項2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました低所得の子育て世代生活支援特別給付金事業費及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費に対するものであります。

6目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しましたワクチンの4回目追加接種に対するものであります。

7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び4ページの18款県支出金2項9目新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました「新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業」に対するものであります。

23款諸収入5項2目雑入につきましては、宮城県町村会より、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により災害救助法の適用を受けた県内全町村のうち、被害状況調査において対象となった14町に対し災害見舞金が贈呈されるものであり、歳出でご説明しました「公共土木施設災害復旧費」の財源とするものであります。

これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、2款1項20目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきまして、ご説明いたします。

恐れ入ります。主要事業説明資料1をお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、4ページ、5ページとなります。

今回の補正につきましては、令和3年12月20日に成立しました国の第1次補正予算におきまして、地方創生臨時交付金が予算化され、本町に対しましては令和3年12月27日付で交付限度額1億56万1,000円が通知され、本町では交付される臨時交付金の留保分1,956万1,000円を財源とし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援につきまして、このたび補正予算を計上させていただくものでございます。

また、令和4年度に入り4月26日付で閣議決定されました「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急経済対策」により新たに臨時交付金が創設され、本町に対しましては、令和4年4月28日付で交付限度額6,890万2,000円が通知されましたことから、臨時交付金創設の趣旨に基づく原油価格や物価高騰の影響を受けた事業者等への負担軽減を図る支援策につきまして、併せて補正計上させていただくものでございます。

さらに宮城県におきましても、断続的な感染症の拡大により、中小企業小規模事業者等では不安定な経営状態が続いていることから、事業者の事業継続を支えるべく、第3期再追加分新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金について、新たに県予算を拡充し、令和4年3月25日付で市町村が実施する事業への補助金が通知され、本町に対しましては、上限額700万円が通知されました。

今回、町では、国から交付されます地方創生臨時交付金に加え、宮城県からの市町村事業補助金を財源とし、事業概要に記載のとおり、町独自の支援施策を実施するものでございます。

恐れ入ります。主要事業説明資料1ページ、A4判資料1をお開き願います。

本町では、感染拡大防止の影響を受けております住民生活や地域経済に対しまして、地方創生臨時交付金を活用し、3つの基本方針を定め、令和3年12月に配分された交付金を財源とする9つの事業を赤文字で記載し、令和4年4月に配分されました交付金を財源とする4つの事業を青文字で記載し、方針に基づく町独自の支援策として、全13事業を実施するものでございます。

それでは、個別事業についてご説明いたします。

恐れ入ります。主要事業説明資料2ページ、A3判資料2をお開き願います。

一覧にまとめておりますので、事業の概要につきまして、それぞれ説明させていただきます。

まず初めに、13番事業、暮らしを応援・住まいリフォーム助成事業（第2期）でございますが、こちらにつきましては令和4年3月臨時会におきまして補正予算を可決いただき、1番事業として既に実施している事業の第2期分としまして、新たに実施するものでございます。コロナ禍の影響による地域経済の循環に影響が及んでいることから、住宅関連産業による地域経済の活性化や町民の住環境の向上を図るとともに、町民の定住化を促進し、安全・安心な住まいの実現となるようリフォーム費用を助成する、町独自の支援事業でございます。

さきの事業につきましては、5月1日付で全戸に周知チラシを配布し、6月1日に申請申込みを開始したところでございますが、即日予算額に達し、現在は申請受付は行っておりません。

交付対象といたしましては、資料記載のとおり、住宅のリフォームに要する経費とし、町内に本店を有する事業者、いわゆる町内業者が施工するものとし、10万円以上を対象としております。

補助金額は、対象経費の2分の1以内、上限は20万円、約50件と想定するものでございます。

事業の実施につきましては、補正予算成立後、周知チラシの準備を行いまして、7月号の広報まつしまと併せて全戸に配布し、8月より受付を開始する予定でございます。

続きまして、14番事業、Web会議等通信環境整備事業につきましては、コロナ禍におけるリモート会議の開催が多くなる中で、庁舎内の無線LANの環境を再構築する事業でございます。

現在の庁舎内の公衆無線LANにつきましては、通常業務のほか、庁舎を訪れた方がどなたでも使用できるようフリーWi-Fiとなっているため、本事業では既存の公衆無線LANと分けを行い、セキュリティーパスワード発行型の無線LANを新たに構築し、コロナ禍における会議や研修への参加環境を整備するものでございます。

続きまして、15番、窓口感染症予防対策事業につきましては、住民票等の戸籍窓口の3密対策としまして、受付順番待ち発券機を設置する事業でございます。来庁者が窓口にならないうちに、発券された番号により順次申請受付事務を行うことによりまして、3密等の感染症予防を図る事業でございます。

続きまして、16番、一人親世帯・障害者世帯新型コロナ感染時食糧支援事業につきましては、本町に居住し、住民登録をされているひとり親世帯及び障害者の方がいる世帯におきまして、感染症の陽性者と診断された方、また同居家族全員が濃厚接触者となり外出が困難となった場合、生活支援の一助として食料品を支給する事業でございます。

事業対象といたしましては、条件に合致する対象世帯、908世帯のうち、感染症の年間発症率としまして、令和3年度における町の人口に感染症発症者数を割合として算出しました4.5%を対象世帯に乘じ、40世帯と見込むものでございます。

なお、支援する食料品等につきましては、資料記載のとおり計画するものでございます。

つきましては17番事業、保育所感染症予防対策事業につきましては、町内3つの保育所内における保護者及び職員を対象とした感染症予防対策としまして、児童の使用済みおむつの持ち帰りをやめ、所内で安全に保管処理が可能となる保管庫を購入し、安全・安心な保育環境を整備する、町独自の支援施策でございます。

詳細につきましては、おむつを使用するゼロ、1、2歳児の部屋に処理ポットを設置し、清掃と併せて、おむつ保管庫にて適切に管理するものでございます。

事業の実施につきましては、補正予算成立後、備品等の発注準備を行いまして、8月よりおむつ処理を廃止する計画でございます。

恐れ入ります。主要事業説明資料3ページをお開き願います。

続きまして、18番事業、松島宿デジタルクーポン発行事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化により、観光客宿泊数が落ち込み多大な影響を受けている宿泊施設に対する支援としまして、旅行予約サイトで使用できるデジタルクーポンを発行し、宿泊施設の利用を促進し、さらなる観光誘客を図る事業でございます。

事業対象といたしましては、松島旅館組合に対しまして、デジタルクーポン発行に係る経費を補助するものであり、宿泊代金を割引できるクーポン1,000セットを発行するものでございます。

続きまして、19番事業、分散型観光推進パンフレット製作事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化に対応し、事業概要、下段に記載例のある多様な旅行スタイルにターゲットを当て、季節や目的地、時と時間が分散される新たな観光モデル「分散型旅行」の促進を図るため、観光コンテンツを掲載する分散型観光推進パンフレットを作成し、コロナ禍での観光客の入り込みが低迷する観光地松島へ誘客を図る事業でございます。あわせて、観光DXの一環としまして、作成したパンフレットの掲載内容をSNSにて情報発信するとともに、有料広告サイト掲載用へコンテンツを再編し、紙とデジタルを用い、相乗効果の高い情報発信に努めてまいります。

発行部数等の事業費、詳細につきましては資料記載のとおりでございます。

続きまして、20番事業、図書室の安心安全な環境整備事業につきましては、感染症の長期化

に対応すべく、利用者が安心して勤労青少年ホームを利用できるよう、返却図書の除菌機並びにスリッパ滅菌機を購入し、感染予防対策を図るものでございます。あわせて、図書室内に空気清浄機、サーキュレーターを設置し、感染予防対策を図ってまいります。

続きまして、21番事業、図書室利用促進事業につきましては、感染症の長期化により在宅時間が増加していることに対応し、在宅時間が有意義に過ごせるよう、蔵書数を増やし、読書環境の充実を図るものでございます。

事業の詳細につきましては、資料の記載のとおり、一般書と児童書を予定し、数回に分けて購入する計画でございます。

資料下段、事業費合計の欄をご覧ください。

これまでご説明しました9事業に係る総事業費は、2,711万1,000円となり、財源といたしましては、国費臨時交付金1,956万1,000円、町の一般財源755万円でございます。

なお、昨年12月27日付で国から交付限度額を受けました1億56万1,000円のうち、今回留保分1,956万1,000円を財源に充当しておりますことから、通知を受けた国費については全て充当済みとなります。

恐れ入ります。主要事業の説明資料4ページをお開き願います。

22番事業以降につきましては、令和3年4月28日付で交付限度額通知を受けた臨時交付金を財源とする事業でございます。

上段3行目をご確認願います。

交付限度額6,890万2,000円の内訳を記載しております。

臨時交付金のうち従来分といたしましては、これまでの臨時交付金と同様、自治体の裁量に応じ自由度の高い運用が認められる分としまして、1,722万6,000円でございます。

また、総合緊急経済対策分5,167万6,000円につきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応する新たな枠としまして、今回の交付より創設されたものであり、活用可能となる事業が限られてまいります。今回の補正では、緊急経済対策分を充当し支援施策を進める計画でございます。

それでは、一覧につきまして説明させていただきます。

22番事業、農業者物価高騰対応支援事業でございますが、こちらにつきましては、原油や物価高騰の影響を受けている農業者の負担軽減を図るため、飼料等資材費の一部を支援する事業でございます。

交付対象といたしましては、法人を含む町内農業者のうち、令和4年度産作付10アール以上

で生産、出荷を行う農業者を対象とし、園芸ハウス栽培を行っている農業者も対象とするものでございます。

補助金額につきましては、稲作であれば10アール当たり1,500円、園芸ハウスであれば10アール当たり5万円を補助するものでございます。

対象件数につきましては、記載のとおりでございます。

補助金の交付につきましては、8月より実施する計画でございます。

続きまして、23番事業、漁業者物価高騰対応支援事業でございますが、こちらにつきましては先ほどの農業者支援と同様、原油や物価高騰の影響を受けている町内漁業者で、令和4年度産カキを生産するカキ養殖業者の負担軽減を図るため、養殖棚やロープ等の資材費の一部を支援する事業でございます。

補助金の交付につきましては、宮城県漁業協同組合松島支部へ交付し、さらに町内漁業者に対しまして、1行使当たり30円の単価にカキ養殖漁業者ごとに応じた行使数を乗じ、金額を補助金として交付するものでございます。

補助金の交付につきましては、8月より実施する計画でございます。

続きまして、24番事業、商工業者物価高騰対応支援事業でございますが、こちらにつきましては、同じく原油や物価高騰の影響を受けている商工業者等の電気やガス料金を含む公共料金の一部を支援することで経営負担の軽減を図るため、補助金を交付する事業でございます。

交付対象といたしましては、町内に事業所を置く個人、法人で、資料に記載の業種を営んでいる事業者350件を対象とし、1事業者につき一律5万円を補助し、経営負担の軽減を図るものであり、補助金の交付につきましては8月より実施する計画でございます。

また、財源内訳の県費につきましては、先ほどご説明申し上げました宮城県からの補助金700万円を充当するものでございます。

続きまして、25番事業、観光バス等物価高騰対応支援事業でございますが、こちらにつきましては原油や物価高騰の影響を受けている町内の観光バス、タクシー事業者及び観光遊覧船事業者に対しまして支援金を交付し、事業継続を支援する事業でございます。

交付対象につきましては、観光バス事業者1社、タクシー事業者2社、観光遊覧船事業者2社を対象とし、資料に記載のとおり、保有台数に単価を乗じた金額を補助するものでございます。

補助金の交付につきましては、7月より実施する計画でございます。

資料下段、事業費合計の欄をご確認願います。

これまでご説明いたしました4事業に係る総事業費は4,033万円となり、財源といたしましては、国費2,100万円、24番事業の財源とし、宮城県補助金700万円、町の一般財源が1,233万円でございます。

なお、上段に記載の交付限度額6,890万2,000円のうち、今回の補正で2,100万円を財源に充当しており、国費に残額が生じております。残る国費4,790万2,000円につきましては、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民の生活支援、さらには原油価格や物価高騰の状況を見定めながら、新たな支援策を実施する予定としております。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書3ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に関連する歳入補正予算について、ご説明いたします。

17款国庫支出金2項7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、昨年12月の交付限度額通知のありました1億56万1,000円のうち、歳出補正で説明しました1,956万1,000円、さらには令和4年4月28日付で通知にありました6,890万2,000円のうち、今回の補正で2,100万円、合計といたしましては、4,056万1,000円を歳入補正するものでございます。

18款9目新型コロナウイルス感染症対応事業者支援事業費県補助金につきましては、先ほどご説明いたしました、宮城県より市町村が実施する事業者支援事業への補助金としまして、700万円を歳入補正するものでございます。

以上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 続きまして、主要事業説明資料2をお開き願います。

補正予算事項別明細書は9ページになります。

3款民生費1項7目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費に、2,483万8,000円計上しており、財源につきましては全額国費で賄われるものとなっております。

事業目的になります。令和4年4月26日、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議におきまして決定となった「コロナ禍における原油価格・物価高騰等緊急対策」に基づき、物価高騰等に直面する住民税非課税世帯に対し、令和4年度課税情報を基に、今年度より新たに非課税となった世帯などに対し特別給付金を支給し、支援を行うことを目的としております。

続いて、事業概要になります。

支給対象者は、令和3年度住民税均等割が課税だった世帯が令和4年度に非課税となった世

帯に対し、1世帯当たり10万円支給するものとなっており、対象世帯は240世帯を見込んでおります。

またあわせて、今年度課税世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯につきましては、家計急変世帯として対応するものであり、対象世帯240世帯のうち17世帯を見込んでおります。

なお、要件としまして、今年度新たに非課税世帯となったものということから、昨年度給付を受けた世帯、そして住民税が課税されているものの、扶養家族となっている世帯は対象外となります。

支給開始時期は、国より今年度の課税情報が確定次第、速やかに給付ということに合わせまして、6月中の給付として進めてまいります。

以上で説明は終わりますが、続きまして、主要事業説明資料3をお開き願います。

補正予算事項別明細書は、11ページとなります。

3款民生費2項11目低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費に654万3,000円計上しており、財源につきましては全額国費で賄われるものとなっております。

事業目的になります。さきに説明しました事業と同様に、「コロナ禍における原油価格・物価高騰等緊急対策」に基づき、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給し、支援を行うことを目的としております。

続いて、事業概要となります。

支給対象者は、令和4年度4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度住民税均等割非課税の世帯の児童1人当たり5万円支給するものとなっており、対象人数は110人を見込んでおります。

なお、本事業のうち、独り親世帯の支給は宮城県が実施主体として行うことから、町支給対象者からは除かれております。

またあわせて、今年度課税の子育て世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月以降収入が減少し、住民税非課税相当と見込まれるものにつきましては、家計急変世帯として対応するものであり、全体対象人数110人のうち12人を見込んでおります。

支給開始時期がさきの事業と同様に、国より今年度の課税情報が確定次第速やかに給付ということに合わせまして、6月中の給付として進めてまいります。

以上で、説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 続きまして、資料4をお開き願います。

4款1項2目予防接種事業（子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種）について、ご説明いたします。

事項別明細書は、12ページをご参照ください。

子宮頸がん予防ワクチンの定期接種につきましては、接種後の副反応などについて十分に情報提供ができない状況にあったため、国の勧告に基づき、平成25年から積極的な接種勧奨を差し控えてまいりました。その後、専門家による継続審議を経て、令和3年11月に積極的勧奨の差し控えを終了する旨、厚労省から通知がありました。今回の補正は、令和4年3月、予防接種法施行例の一部改正に従い、接種勧奨差し控えの期間中に接種の機会を逃した方に対し、改めて接種の機会を設け、従来の対象年齢を超えて接種を行う、いわゆるキャッチアップ接種を行うため、その費用について計上するものでございます。

対象者は、平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女性384人です。

実施見込み数を対象者の30%、115人とし、その接種費用として委託料579万8,000円を計上しております。また、任意接種として既に自費で接種をした方には償還払いとし、10人分、50万4,000円。委託料と償還払い分、合わせまして629万3,000円の事業費を今回の補正額としております。

以上で、説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 続きまして、主要事業説明資料5をお開き願います。

B&G海洋センター配電ケーブル交換工事について、説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、16ページとなります。

今回の補正につきましては、定期的実施している電気工作物保守点検におきまして、B&G海洋センターにおける屋外キュービクル式高圧受電設備から施設内の制御盤への配電ケーブルが、経年劣化により絶縁抵抗値が不良状態であることが判明いたしました。施設管理上において早急にケーブルの交換が必要な状態であることから、交換工事を実施するものであり、工事請負費として95万7,000円を計上しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 続いて、赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 主要事業説明資料6をお開きください。

補正予算事項別明細書は17ページになります。

11款1項2目農業用施設災害復旧費の補正につきまして、説明いたします。

今回の補正につきましては、令和4年3月16日発生の福島県沖を震源とする地震により被災した、農業用施設の復旧に係る費用を補正するものであり、復旧工事につきましては、被災が小規模であったことから、町単独災害復旧事業で実施を行うものです。

事業概要でございます。

工事につきましては、水路の落石撤去2か所、農道の舗装亀裂補修1か所、手樽海浜公園のトイレ外構部沈下補修の合計4か所を実施するもので、復旧工事費は160万円でございます。

補正額につきましては、工事請負費160万円より当初予算50万円を差し引いた110万円を補正するものです。

次ページ、箇所図をお開きください。

災害復旧箇所でございますが、手樽地区の農道1か所、水路2か所、海浜公園トイレの合計4か所を復旧するものです。

農業用施設災害復旧費の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、次ページ、主要事業説明資料7をお開きください。

補正予算事項別明細書は、同じく17ページになります。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費の補正につきまして、説明いたします。

農業用施設災害復旧費と同じく、今回の補正につきましては、令和4年3月16日発生の福島県沖を震源とする地震により被災した、公共土木施設の復旧に係る費用を補正するものであり、復旧工事につきましては各箇所の被災が小規模であったことから、町単独災害復旧事業で実施を行うものです。

事業概要でございます。

工事につきましては、舗装補修、側溝補修等を27か所実施するもので、復旧工事費は1,240万円でございます。

補正額につきましては、工事請負費1,240万円より当初予算100万円を差し引いた1,140万円を補正するものでございます。

次ページの箇所図をお開きください。

災害復旧箇所図でございますが、町道等の舗装補修及び側溝補修等、合計27か所を復旧するものです。

公共土木施設災害復旧費の説明につきましては、以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 続きまして、主要事業説明資料8をお開き願います。

事項別明細書につきましては、18ページとなります。

社会教育施設・保健体育施設災害復旧工事について、説明させていただきます。

今回の補正につきましては、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により、被害を受けた松島運動公園野球場、学校給食センター並びに東部地域交流センターに係る復旧工事の工事経費を補正予算計上させていただくものでございます。

それぞれ詳細について説明いたします。次ページをお開き願います。

初めに、運動公園野球場男子トイレ水道配管復旧工事となります。地震の影響により、運動公園野球場男子トイレ水道配管が破損し漏水したため、水道配管設備の復旧工事を実施するものであります。工事請負費として380万円を計上しております。

次ページをお開き願います。

学校給食センター復旧工事となります。同じく地震の影響により、給食センター内貯湯槽の設置部分が破損したため、復旧工事を実施するものであります。工事請負費として、194万7,000円を計上しております。

次ページをお開き願います。

東部地域交流センター復旧工事となります。同じく地震の影響により、東部地域交流センター並びに附帯施設である運動場の外壁、窓枠サッシなどが破損したため、施設の復旧工事を実施するものであります。工事請負費として160万円を計上しております。

社会教育施設・保健体育施設災害復旧工事請負費として、総額734万7,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食休憩に入ります。再開は13時となります。休憩します。

午後 0時08分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第14 議案第32号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第32号令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第32号令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免分について補正し、これらの財源を精査し、特別調整交付金及び一般会計繰入金並びに財政調整基金繰入金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第15 議案第33号 令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第33号令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第33号令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しにより、令和4年度における被保険者証の再交付に伴う費用を補正し、その財源として宮城県後期高齢者医療広域連合からの被保険者証再交付事務費補助金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第16 議案第34号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第34号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算

(第1号) についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第34号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動に伴う人件費について補正し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第35号 令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第35号令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第35号令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費について補正するものであります。

これにより、水道事業費用の総額を5億6,058万円、資本的支出の総額を5億2,952万円とし、資本的支出不足額の補填財源を減債積立金取崩額1,102万3,000円。過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,828万7,000円、過年度分損益勘定留保資金4億7,739万9,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第36号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第36号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第36号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め

ることについての提案理由を申し上げます。

現委員の笠原甲子郎氏が、令和4年7月24日をもって任期満了となりますので、再度、笠原甲子郎氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

清廉潔白な人柄であり、豊富な行政経験は、固定資産評価審査委員会委員として、その職業を担うにふさわしい方でありますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件でございます。討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これより議案第36号の採決を行います。採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これから投票の準備をさせます。

準備ができましたので、議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（色川晴夫君） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項により、5番杉原 崇議員、6番後藤良郎議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 配付漏れがないことを認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。

なお、白票につきましては、会議規則第83条の規定によりまして否とし、反対とみなします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方から順に投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

5番杉原 崇議員、6番後藤良郎議員は開票の立会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。事務局長。

○事務局長（櫻井和也君）

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 13票

否とするもの 0票

以上です。

○議長（色川晴夫君） 以上のとおり賛成全員です。

よって、議案第36号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件につきましては、同意することに決定いたしました。

会場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

---

日程第19 諮問第 7号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

日程第20 諮問第 8号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

日程第21 諮問第 9号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

日程第22 諮問第10号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

日程第23 諮問第10号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

○議長（色川晴夫君） お諮りします。日程第19、諮問第1号から日程第23、諮問第5号まで、松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについての諮問があり、関連がございますので、一括して諮問の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第19、諮問第1号から日程第23、諮問第5号までを一括議題とします。

諮問の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今回、委員の人選につきましては、条例の趣旨に沿い、公正中立の立場で客観的に入札及び契約事務手続の審査等を適切に遂行できる学識経験者を充てることとし、宮城県等の委員構成を参考にいたしまして、弁護士、大学教授、公認会計士、行政経験者の5名をして議会のご意見をいただくものであります。

諮問第1号の赤石雅英氏は、塩竈市において公認会計士として会計事務所を主宰しております。また、松島町入札監視委員会第1期目から委員を務めております。

諮問第2号の泉田成美氏は、現在、東北大学大学院教授の職にあります。また、松島町入札監視委員会第1期目から委員を務めております。

諮問第3号の武田三弘氏は、現在、東北学院大学教授の職にあります。また、松島町入札監視委員会第2期目から委員を務めております。

諮問第4号の小川真儀氏は、仙台弁護士会より推薦され、石巻において弁護士として法律事務所を主宰しております。また、松島町入札監視委員会第6期目から委員を務めております。

諮問第5号の熊谷 哲氏は、松島町在住の元宮城県職員であります。

以上の5名を松島町の入札監視委員会の委員に選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例第3条第1項に基づき、議会の意見を求めるものであります。

○議長（色川晴夫君） 諮問第1号から諮問第5号まで、説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

人事のほうの案件ですから、そう詳しく云々する必要はないんですけども、現段階でこの入札監視委員会委員の設置条例一通り見させてもらうと、男女の区分というのは特にないわけなんですけど、昨今の男女平等というか、そういう機会均等の管理下において、議員構成に1名ないし2名、これくらいの比率ですとですね、入ってもいいのかなというふうな思いで見させてもらいました。委員選任に当たっての私ども議会に向けての意見ということですので、そういったことを抽出するに当たってというんですかね。あるいは、正直申し上げて1期2年間、もう設置されてから14年たっていますから、7期ですね、長い方でね、スタートからね。そういった方々に、ひそかにある程度打診とかはするものではないのかなというふうな思いを持ったりもするものですから、そういったことも踏まえて、そういった委員さんとしての発言なんかも聞いておられての判断だと思んですけども、まずもって男性、女性の比率等を踏まえれば、1名ないし2名というところは候補に挙げておいてですね、次期何かの折に、その方が繰上げで上がるとかですね、そういった方策も町当局としては考え及んでいるのかなというところを、ちょっと公表いただけたらありがたいなと思って、質問させていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今回の人事についてですね、最初は全体の任期が切れるということで、内部でいろいろ相談をします。ただ1期からずっと継続をされている方、この方についてはですね、大学ともちょっと事前にご相談をするのが前提にあります。それから、相談して本人の意思も、継続していいとか、あっちもあってとかいろいろありますので、ちょっとお話しすることはあります。

あと、女性の方も一応考えはありますけれども、一応相談をして、相手方から弁護士は弁護士会のほうから、今回の方は松島にいたとそういうこともありまして、内部では考えてお話しするんですけども、人選的にはどうしても男の方にこういうときに役職的なちょっとところがありますので、そういう意味で男の方に偏るちょっと傾向はあるかと思えますけれど

も、今ご意見いただきましたので、今後の取組についてもですね、その辺を感じながらいろんな選考をして、ご意見こちらからお話出すときにその辺も加味していければなど、結果としてどうなるかちょっとあれですけども、そういうことで取り組みたいと思います。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで諮問に対する意見の調整を行いたいと思いますので、暫時休憩します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 暫時休憩いたします。

議員の皆さんは議員控室にご移動いただきます。

午後 1時22分 休憩

---

午後 1時28分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

諮問に対する答申は、諮問ごとに行います。

初めに、諮問第1号についてお諮りします。

諮問第1号につきましては、適任と答申したいと思います。このことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号についてお諮りします。

諮問第2号につきましては、適任と答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第3号についてお諮りします。

諮問第3号につきましては、適任と答申したいと思います。これにつきまして、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。

よって、諮問第3号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第4号についてお諮りします。

諮問第4号につきましては、適任と答申したいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第5号についてお諮りします。

諮問第5号につきましては、適任と答申したいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第5号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定いたしました。

---

日程第24 議員提案第5号 デジタル推進特別委員会の設置に関する決議について

○議長（色川晴夫君） 日程第24、議員提案第5号デジタル推進特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。5番杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） デジタル推進特別委員会の設置に関する決議についての提案理由を述べさせていただきます。

デジタル推進特別委員会の設置に関する決議についてであります。

新型コロナウイルス感染症への対応を契機に、住民サービスの利便性の向上や住民情報シス

テムの標準化、共通化など、各自治体がデジタル化の推進を図っております。松島町においても、行政手続等のデジタル化をこれまで以上に推進するために、松島町デジタルトランスフォーメーション推進本部を立ち上げ、取り組んでおります。

当議会においても、迅速な議会運営や業務効率化のためのタブレット導入、多様な広報手段を活用した町民への情報発信の必要性を鑑み、松島町議会のデジタル化の推進に向けて調査研究に取り組むため、特別委員会を設置するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提出者からの説明が終わりました。

次に、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議員提案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を認めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 賛成者、起立全員です。よって、議員提案第5号デジタル推進特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されましたデジタル推進特別委員会の正副委員長選出のため、これから特別委員会を開催します。

委員長の選任の間、松島町議会委員会条例第7条第2項の規定により、片山正弘議員に臨時委員長の職務を執行していただきます。

ここで暫時休憩といたします。

午後 1時34分 休 憩

---

午後 1時39分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

デジタル推進特別委員会の委員長に高橋利典委員、副委員長に菅野隆二委員が選任されました。

日程第25、一般質問に入りますが、入る前に、議案第29号において、今野議員より質問がありました国保加入者数等について、安土町民福祉課長より説明をいただきます。安土課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 同じく令和4年3月末ということで、世帯数は1,973世帯とお答えしましたが、被保険者数につきましては2,986人というふうになっております。2,986人です。

なお、200万円以下の収入の世帯数につきましては、1,475世帯となっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。

ここで一般質問に入る前に休憩したいと思います。10分ほど休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、13時50分再開いたします。

午後 1時41分 休憩

---

午後 1時50分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

---

## 日程第25 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第25、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

2番米川修司議員。

〔2番 米川修司君 登壇〕

○2番（米川修司君） 2番の米川修司でございます。

冒頭にですね、前回3月の定例会で初めて一般質問をさせていただきまして、そのときは大変緊張したんですけれども、本日はトップバッターが初めてということで、また違った緊張感があって、お聞き苦しいところがあるかと思うんですけれども、どうかご容赦いただければと思います。

では、早速質問に入らせていただきます。

1つ目ですけれども、子育て支援の充実というテーマでありまして、私が町議会議員として

重点を置いて取り組みたい項目の1つとしまして、教育の充実というものがあります。教育と聞きますとまず学校を連想するんですけども、当町の学校教育におきましては、今年度より文部科学省の教育課程特例校に指定されまして、町内の小学校で子ども国際観光科がスタートしております。加えまして、今年度より学校運営協議会と地域学校協働本部が設置されまして、地域とともにある学校づくりが推進されております。このようにですね、小中学校における教育は新たな段階に入っております、今後のさらなる充実に注目していきたいところであります。

学校教育が充実していく上で前提となる要素は複数あるんですけども、私が最優先で取り組みたいのは、子育てしやすい環境づくりであります。今回の一般質問に関して、子育て支援をテーマに検討していたところ、先月ちょうどよいタイミングで報道されたのですが、住宅情報サイトを運営するある企業がですね、宮城県内在住者を対象にオンラインで行った住民実感調査というものの結果が発表されております。この調査は20歳以上の男女を対象に、町の居住意向、継続居住意向ということで、その町に長く住みたいかどうかという意向を明らかにすることに加えて、そのまちの魅力を把握することを目的としているようです。この調査項目は多岐にわたりますけれども、この中で住みたい自治体ランキングというものに目を向けますと、当町を含めまして、3市3町についてはおおむね県内の平均以上の評価を得られておりました。

実際その企業の公式ホームページで調査結果が公表されていますけれども、参考までにですね、住みたい自治体ランキングを見ますと、東松島市も加えて、3市3町におきましては、上から順にですね、2位が利府町、9位が多賀城市、10位が七ヶ浜町、11位は東松島市、14位が塩竈市、そして、我が松島町は16位ということで、3市3町全てトップ20に入っております、県内の平均以上となっております。21位以下は非公表になっていまして、この会社に問い合わせれば分かるかもしれませんが、まず、この調査結果で当町がどの位置にいるのか把握できて、まずよかったと思っております。

それですね、本調査はあくまで住民が感じているまちの魅力項目の実感値、自分が住んでいる町のそれぞれの魅力をどのように感じているかという、そういう数値を基に評価したものを集計しております。ですので、客観的な事実からの評価を表すものではないというところで、あとはその自治体によって人口が異なりますので、当然回答数にも差異があります。ですので、完全な相対評価というのは難しいと思うんですけども、まず、こちらの当町のランキングですね。こちらを受けて、執行部として率直にどのように受け止めていच्छゃ

るか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の米川議員のその順位については、全て把握しているわけではなくてですね、今聞いていて、ああ、そうなのかなと。県内の3つぐらいは、富谷とか利府とか、そういったところは河北でも報道になっているようですけども、それ以外の部分についてはちょっと報道になっていなくて、大体うちは中間ぐらいというのは前から聞いていたんですけども、それをもってどう思いますかと言われると、別にどうと思わないというかね。これが何なのかなと、これで何を言いたいのか、業界はと思うんですけども、ただ、いろんなこれから町でですね、企業とかそういったものを誘致する上には、やっぱりこういうそのランクというものが響いてくるんですね。やっぱりあそこの町にそういったところに行くと、教育が何かすばらしく良くなってきているよとかですね、何か特徴を持ってやられているようですよねとか、そういった話題が豊富になれば豊富になるほど、その町の教育に対する考え方が見直されてきて、そうすると、そういったところから子育てしやすいまちに取っていただけてくる。そういったことが、一番重要なポイントだと思うんですね。ですから、今少子化、少子化と言っていますけれども、今なかなか子供が増えない中であって、移住・定住をやっぱり考える場合については、こういったものについては重きを置いて、きちっと対応していく必要が必ずあるんだと。

そういうことで、また町のほうから、また教育委員会のほうから、様々な方面に発信していく必要もあるということ、今は、今でも考えておりますけれども、それについて町としても今後、今回教育委員会が文科省からですね、いろいろこれからについてやっとなり上げていただいたので、そういったことでもちょっと前面に出して、松島町のその教育等の住みやすい、子供イコール住みやすいまちをアピールする必要があると二分にあるということは思っております。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

まず、このランキングを受けてですね、もし県内の方、宮城以外の方でもいいんですけども、この子育てしやすいまち、住みやすいまちという判断の基準の1つになるのであれば、こちらのランキングというのは、相当程度、意味のあるものだと改めて思っております。

あと今、櫻井町長が言われましたように、様々な誘致に響くですとか、その特徴をどのように発信するかといったところも、とても重要だと思います。

このランキングは先ほども申しましたが、回答数に差があるということで、3市3町で一番多いと、多賀城市で回答者数426人に対して、松島町は回答者数78人ということなので、これだけもって相対評価、単純比較はできないと、それは重々認識しております。それも受けまして、こういうどうしてもランキングというのは相対評価になるわけですが、これとは別にですね、やはり絶対評価できる、そういう調査もあっていいのではと思っております。3月の定例会の総括質疑でも取り上げましたけれども、内閣府によります、満足度生活の質に関する調査というものがせっかくありますので、こちらを参考にしながらですね、松島町民の住民幸福度調査してみてもどうかと。前回もこちら質疑しまして、櫻井町長からはまずこの調査についてテーブルには上げますと、実際実施できるかどうかは別にしまして、まず、テーブルに上げてくださるというお話があったと記憶しております。改めてですね、この町民の満足度調査というものを実施できないものかどうか。お尋ねしたいところですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町民の満足度調査はどうでしょうかという質問でありますけども、まずはどういうスケールでやったらいいのかなというのが、まずあるかと思うんですね。その内容をどういうふうに組み立てて、町民の方々から意見をもらうかと。

それから、あともう一つは、これ計画はしているわけではないんですけども、例えば昨年やりましたけども、くぬぎ台等で移住してくれた方々が結構子供、子育て世代でいらっしやると。そういった方々に集まっていただいて、お話し合いをする機会がありましたけれども、そういったときに、その皆さんから移住してきて、松島のこういったところがいい点ではないのかとか、いろいろな様々なご意見を賜りました。そういうタウンミーティングをやったときの皆さんからいただいた意見とかですね、そういったものは大いに参考していくべきだろうなというふうに思っております。

ですから、今の教育に係る保育所のお母さん方でも、小中学校のお母さん方でも、移住されてきた方々のご意見をまず聴いて、何がこの町に欠けているのかというのが一番身にしみて分かっている方々だと思いますので、そういった方々のご意見をきちっと把握して、そしてまた前から住んでいる方々との意見を調整しながら、やっていく必要が行政としてはあるというふうに思っています。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

まず、今のくぬぎ台の件がよい例だと思うんですけども、その松島のいい点、よくない点というところをきちんとヒアリングするというのはとても大事だと思います。

それで、櫻井町長のお話にありましたように、これがその移住してきた方を対象にというのはとてもいいと思ひまして、移住してきた方がいいと思っている点は、恐らくこれからも松島に住み続けたいと、よその町へ移りたくないという、そういう町民の意向にもなると思ひますので、なかなかですね、移住政策と言ひましても、外のほかの市町村から人を呼び込むというのは大変なことでありますけれども、ほかの市町村へ出て行かないと、そういった工夫というのは必ずあると思ひますので、その定住政策の意味においてもその町民の町の評価というものです、いろんな点がありますけれども、そういったものを今後もぜひ聞き取りでしていただければと思ひます。

次にですね、参考までにですね、住み続けたい自治体ランキングの第1位が富谷市であるわけですが、富谷市民が感じているまちの魅力というのは複数ありますが、最も評価が高いものとしまして、子育てに関する自治体サービスが充実しているという点が挙げられます。誤解していただきたくないんですが、これは決してほかの自治体に比べて相対的に評価が高いというわけではなくて、あくまで富谷市民が富谷の子育て支援について満足しているという、そういう主観的な結果であります。それで、子育て世代が富谷市に住み続けたいと思う大きな理由の1つになっているようです。

これを踏まえますと、自治体の子育て支援の充実を図ることによってですね、子育て世代が他市町へ流出するのを最小限に防ぐことができると推定されます。

そこで今回提案したいのが、「こども食堂」の設置でありますけれども、これについて議論する前にですね、まずは、当町の子供に関する客観的な事実、ここから確認したいと思ひます。

令和3年度末におきまして、当町の要対協、要保護児童対策地域協議会に関するケースの内訳を見てみますと、要保護児童と要支援児童等は合わせて約40人であり、このうち独り親家庭の児童数は約10人なんですけれども、要保護児童等が当町の全児童数に占める割合は1.01%となっております。これを、この数値を絶対評価するのは難しいんですけども、あくまで相対評価の範囲内になるんですが、参考までに近隣の市町村、近隣市町と比べると、この割合というのはどの程度の水準なのか、お尋ねしたいです。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、議員がご質問の当町における要保護児童等で独り親家庭児童数の

全児童数に占める割合、また生活保護の受給児童数の総人口の占める割合、またそれぞれの近隣市町との比較についてどうでしょうかというお話でありました。今議員が言われた、その40人、それから独り親が10人という数字もですね、若干変わっているようでございますので、担当の町民福祉課長のほうから答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 令和4年3月、令和3年度末時点での数字の把握を基にですね、ほか市町との比較について説明申し上げたいと思います。

令和3年度末の当町の要保護児童及び要保護支援児童につきましては、38人となっております。そのうち独り親家庭の児童数は15人となっております。先ほどご質問あったですね、要保護児童独り親家庭の児童数が全児童に占める割合は、議員さっきお話ししたとおり1.01%、ここに関しては変わっておりません。近隣市町の同数の平均は0.4%というような結果になっておりました。これは各市町で把握している数値からですね、聞き取りまして出した数字なんですけれども、その平均しているところを見ると、松島町は0.67ポイント、ほかの市町に比べると上回っているというような結果となっております。独り親家庭等につきましては以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

先ほど、櫻井町長から生活保護に関しても触れられましたので、生活保護も見てみますと、これは子供だけの数値ではないんですけれども、当町の生活保護者に関する内訳を見ますと、私の把握する範囲では、生活保護者数は約280人で、そのうち18歳未満は約30人、そして、生活保護者数が当初の全人口に占める割合というのが0.20%となっております。こちらも参考までに、近隣市町と比べてどの程度の水準なのかお尋ねしたく思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の数値的な答弁については、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 生活保護受給者数につきましても、同年同月、令和4年度3月末時点で把握したものについて調べた結果を申し上げたいと思います。

生活保護受給者全体につきましては、214人となっております。そのうち児童数は27人です。ご質問にありました生活保護受給者、児童数が総人口に占める割合は0.20%となりました。同じように近隣市町の同数の平均は0.10%でしたので、松島町としては平均から0.1ポイント

上回っているというような結果になりました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

先ほどの要保護児童と合わせまして、まず安土課長の答弁にありましたように、要保護児童等につきましては、全児童数に占める割合が近隣市町平均の約2.5倍であります。加えまして、生活保護者数につきましては、近隣市町平均の約2倍であるということ踏まえまして、実際これも総人口が異なりますので、単純比較はできないところでありますけれども、1つ言えるのは、当町の要保護児童もそうですし、生活保護者につきましても、それぞれ決して少ない数ではないと言えます。こちら、数が少ない要因等も含めまして、この比較結果について、執行部としてどのように受け止めていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） まず、要保護児童、要支援児童につきましては、要対協の中で、この児童を対象にいろんな事柄未然防止を図ろうということで、名簿に登載していくものとなっております。年2回その打合せを行っております。この判断につきましては各市町によって異なる部分もありますので、一概にこの部分が多いかどうかは、議員おっしゃったとおり比較しかねるところもありますけれども、松島町の例をもってすれば、このご家庭は支援の対象から外しても、終結してもいいんじゃないかということもありますけれども、もう少し未然防止ですね、いろんなことから未然を図るためにですね、もう少しの期間、名簿に登載していこうということで、予防の観点から登載している例もあります。その結果、他市町と比較すると多いというふうな結果になったのではないかなと思われまます。

またあわせて、生活保護受給者につきましては、生活保護受給者世帯を実際見て、統計的に思ったところが、指定されている世帯の中で、多く子供さんを抱えられている多子世帯が数世帯ございましたので、その影響でほかの市町に比べれば多いという結果になったのではないかなというふうに推測しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

今、安土課長が言われたように、生活保護者の数については、ほかの市町に比べて多子世帯

が多いのではないかということで、それは物理的に要因が分かりました。あと、要保護児童につきましては予防の意味もあって、もしかすると近隣市町よりも少し多めに数値が出ているかもしれませんが、これは予防の意味を込めているということですので、保守的といえますか、最悪の事態を未然に防ぐという意味で、この数字の拾い方は善いことだと思いますので、まず、そういった予防の面もあるということは私認識できておりませんでしたので、とても参考にさせていただきます。

それでは、これよりこども食堂に関する議論に入りたいと思うんですけども、あらかじめ断っておきたいこととしましては、まずこども食堂の対象者ですけども、これは貧困家庭の子供だけにはとどまらないということ、これを強調しておきたいと思います。加えてですね、こども食堂を開く目的というのは、これも課題を抱える子供に対するケア、個別対応だけにとどまらないこと、これもここで強調しておきたいと思います。言い換えますと、これから議論するこども食堂といえますのは、まずターゲットは限定されておりませんし、あと設置する目的はあくまで交流の場といったところですので、まず初めに断っておきたいと思います。

それを踏まえまして、新型コロナウイルスの感染拡大前のこども食堂ですね。こちら食堂を運営している人たちが目指していたこども食堂というのは、多くはですね、その対象を限定としませんし、交流に軸足を置いておりました。分かりやすく言いますと、みんなでわいわいやりながら食卓を囲んで思い思いに過ごして、そういった寄り合いどころ、寄り合い所のようなイメージであります。ただ、世間一般にはどうしても貧困家庭の子を対象にするのですとか、課題発見と対応に軸足を置いていると、そういうふうに見られがちですね。分かりやすく言いますと、一緒に食卓を囲みながら、家族ですとか、学校、進路といったこと、こういったことの生活課題の対応に軸足を置いていると見られがちであります。実際そういうところも、そういうこども食堂もあることはあるんですが、大半は先ほど言いましたように、ターゲットは限定しませんと、交流の場ですと、そういうこども食堂が大半であります。

ところがですね、このコロナ禍で一堂に会する形での居場所というものが開けなくなりまして、コロナ前から告知していた人たちですとか、あと地域に知らせながら、弁当や食材を配布するといった活動に移行したこども食堂というものが少なくありません。しつこいですが、これはターゲット、対象は限定しないままというところが重要ですけども、それで実際にやって、こども食堂の運営をしてみますと、実際ですね、先週ですね、塩竈市にあります藤倉児童館を訪問しまして、こちらこども食堂という名前ではなくて、「みんなでご

はん〜わんだーらんど〜」という名称なんですけれども、こちらのこども食堂を見学しまして、そうしますと、書籍を読んでも分かっていましたが、改めて現場ではですね、生活困難家庭に対する個別支援の要素が強くなっていると再認識させられました。

参考までに、宮城県の子ども食堂MAPというサイトがありまして、それを見ますと、塩竈市ではその藤倉児童館に加えてもう一つの2か所、あと多賀城市は4か所、東松島市は1か所、利府町は1か所、七ヶ浜町と我が松島町は今のところありませんけれども、参考までにそういった情報があります。

そこですと、ちょっと抽象的な話になりますが、コロナ前のこども食堂といいますのは、あくまで交流の場でありますので、誰が見ても一体誰が来るのか分からないと、あと誰を対象にどういうサービスを提供しているのかも分からないということで、行政としては一つ一つ定義づけするのが難しかったのではないかと思います、そういった意味ですと、予算をつけて何かしてあげる、何か支援するといったのは困難であったのではないかと推測しております。しかしながら、現在のこども食堂はですね、あくまで課題を発見する場となっておりますし、あと活動を通じてですね、個別支援というものを行っていますので、コロナ前と比べますと行政サービスによりなじみやすくなりつつあると認識しておりますけれども、こちらにつきまして執行部の見解を伺いたく思います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 近隣市町のこども食堂の実施状況については、当町でも把握したものと併せて一致しておりました。確かにコロナ禍前からこども食堂の話が上がり、コロナ禍によって皆さんで寄り合って食事をしたりというのは困難になってきましたけれども、よりこれまでよりもこども食堂について形を変えながら、その形を変えた中で支援をしていくようなですね、通知が厚労省のほうでも示されております。実際に市町各自治体での支援はなくとも、ほかの例えば社会福祉協議会とかですね、そういうところで支援をする、支援の仕方が変わってきていますので、行政としてもその存在というのは、認識というのですね、必要なというふうには考えてきております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

そうですね、私としてはとにかく町が主体で支援してくださいと、そういうふうに、そう一点張りでいくつもりはないですし、社協さんの協力を得られるのであれば、そういった形も

十分だと思います。引き続き、そういった見方で検討していただければと思います。

あと、今申し上げたのは、あくまで課題を発見する場でありますから、行政サービスになじみやすいのではないかと申し上げました。それに加えてですね、あとはもう一つですと、コロナ前と変わらずに、広く地域に呼びかけながらですね、ほかの市町ですと、スーパーなどでのフードドライブ、食料配布ですね。あとは、店頭募金など。今大変な、この人たちを対象を限定すると。具体的には、主に独り親ですけれども、こういった方々を対象に限定しまして支援するといった活動がオープンに呼びかけられているようでして、これは町内でも今週初めて知ったのですが、しおかぜホームさんというところで、しおかぜ食堂のフードパントリーというものを実施しております。フードパントリーというのは食料配布という意味ですけれども、先日児童館でこのチラシも入手させていただきましたが、このボランティア活動をずっと知らなかったもので、とても参考になります。

それですね、このしおかぜ食堂さんはこども食堂として正式に登録されておられません。実際、ですので、行政側としても把握するのが困難だったかと思います。ただですね、しおかぜ食堂さんのように、地域全体に呼びかけて貧困対策に取り組むボランティア活動というのがありますので、こちらについても行政の支援、行政の後ろ盾といったものが必要と考えておりますが、こちらも執行部の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、米川議員の答弁書をずっと作っているんだけど、何かこう合わないようなんですね。内容がね。要するに、限定ありきじゃないですよということでもありますので、やっぱりこども食堂というのは、今、こういった要保護、準要保護の方々は、こども食堂に来てこうしてくださいっていう、そういう形にとらわれない、こども食堂のことをおっしゃっているんだろうなと思って聞いておりました。

今、いろいろ課長等々のやり取りも聞いておりましたけれども、社会福祉協議会の名前が出ましたけれども、社会福祉協議会ありきでこれやると、また社会福祉協議会のほうでもちょっと困ると思いますけれども、そういったところのご相談をして一考をいただくということになるのかな。一番は、今議員が理想的な形の、あまりこう束縛されない考え方でやれる、そういったこともできそうではないんだろうかということなんだろうと思うんですけれども、そこに対して行政が何か支援することができないのかと。まず、行政が支援ありきで始めたりの部分ではないのではないかなというふうに思います。やっぱりこういったものはボランティアの方々が、あくまでも営利を目的としないわけでやるんだと思うんですね。

さっき、2市3町、3市3町の取組の中でいろんなところのお話がありましたけれども、1食300円取ったり、取らなかったりするところ、多々あるようでありますけれども、お金を頂いても材料費ぐらいということでやっているんだらうなど。しおかぜさんは多分子供に対しては無料で、むしろ親御さんが食べたいという場合は1食300円ぐらいもらっているんだらうというふうに思いますけれども、ただやっぱりそういったものについてはボランティア精神で、まず私たちがそういう子供を何人でも関わっていきたいという、まず思いがあって始まるものだと思うんですね。それがスタートしてやっていく上に、例えば場所の問題とかいろんなことがあったときに行政に相談されて、そして私たちはそれに応えてやっていくというのが形なんだらうというふうに思います。最初から行政に相談して、こういうふうに形を決めてやっていくものではないんだらうなというふうに思います。

それが、また議員が言う形にとらわれないやり方なのかなと。どうしてもいろんな仕組みを使ってこども食堂をやるという場合は、やっぱり行政とすれば要支援、要保護、そういう子供に対してこういうことをやっている。だったら、定義づけて助成ができるかできないかなは別として、支援があるのではないかというふうに考えるんですけども、そうじゃなくて、まずは始まった皆さんから、いろんな方々からサークルをやっていく上で、何かしらの壁が出てきたときに町に相談していただいて、一緒にその壁を乗り越えていくと、こういうやり方がいいのではないかなというふうに思って聞いておりました。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

私の言葉足らずだったかもしれませんが、あくまでボランティア活動ですので、初めから支援ありきというのはいかがなものかと。それは櫻井町長の言うことも一理あると思います。

ちょっと認識のずれがあるかもしれませんが、繰り返しになりますけれども、コロナ前については、まずこども食堂の対象者は、まず要保護児童などに限定していなかったですし、あと交流の場ということでしたので、それは確かにコロナ前は行政サービスになじみにかかったと思います。それは私も同感です。ですが、今のコロナ禍につきましては、実際は個別、要保護児童ですとか生活保護者を間接的に対象にしたような活動にシフトしつつありますと。それは実際見学しても分かりましたし、はい。あと、実際食料配布などもですね、これもコロナ前と同じで、こう特定の人に呼びかけずに町内全体に呼びかけているわけですけども、それでも実際に来られる方は、実際は独り親を中心に課題を抱えている家庭が中心だという

ことで、これもコロナ前と在り方がシフトしているということで、なので繰り返しますが、コロナ前と比べれば、行政サービスがより直接的、間接的を問わずですね、こう行政側がちょっと関われる余地が増えてきたのかなと認識していきまして、まず、それは改めて強調したいと思います。

これらを踏まえてですね、今申し上げましたように、こども食堂の活動というのは元来ですね、政策制度になじみにくい活動ですと。そして、何の保証も後ろ盾もなく、制度のはざまに位置しておりました。ただ、だからこそこまで活動が広がったという面もあります。しかしながら、そこにはですね、家族ですとか、親戚、近隣住民などの人間関係、人と人の縁に基づいた助け合いというのが、ある程度機能しているという前提があったかと思いません。ただ、これはどうも、これはコロナ前からそうですが、こういった人と人との縁というのは、徐々に少しずつ機能しなくなっているのではないかと、少しずつ無縁社会に近づいているのではないかとこのところではあります。そうなりますと、そもそもベースとなる人間関係の上ですね、行政としては、それだけでは手の届かない部分をサポートするという、そういった政策制度の立てつけというのがあったわけですけれども、その立てつけが成り立たなくなっているのではないのでしょうか。ですから、こうした展開の中でですね、民間のつながりづくり、これをいかに盛り上げるか、そういったものが行政的な課題として入ってきていますと。民間の領域においてその無縁社会、これを立て直しをしなければならないんじゃないかということで、実際、例としては、高齢分野におきましては、生活支援コーディネーターというのがありますので、実際もう始まっているところであります。

昨年度からですね、改正後の社会福祉法が施行されていきまして、地域共生社会の実現に向けまして、自治体は地域住民の抱える課題を解決すると、そのための包括的な支援体制の整備を行うことと定められておりますので、これからはですね、行政サービスの論理に民間が合わせるのではなくて、民間の論理に行政サービスを少しずつ合わせるような方法が望ましいと思いますし、実際に民間と行政の目線というのは、徐々にですが合ってきているのではないかと認識しております。

これらを踏まえまして、あくまで理想は町が主体となっでこども食堂を運営することですけど、これは様々な制約がありますので、実現するのは難しいというふうに認識しております。ただ、実際にこども食堂を設置したいと手を挙げる民間の団体が現れれば、町の子育て支援センターなどがその後ろ盾になりまして、町がその運営を間接的にでも支援できないかというふうに、改めてお願いしたいところです。

具体的にはですね、こども食堂の目的としましては、子供を真ん中に置いた地域の居場所づくりということで、対象者となるのは町内在住であれば誰でも、年齢や属性や所得を問わないということで、あとボランティアに参加する方々としては、婦人会をはじめですね、松島高校の生徒さんですとか、民生委員さんですとか、あと町内に母親クラブがあるかどうかは存じ上げませんが、一応子育て支援センターのホームページには母親クラブにも触れていまして、まず母親クラブというのもボランティアに参加していただけたらと思います。設置する場所としては、文化観光交流館の調理室を使いまして、あと隣に会議室がありますから、そこで弁当を配付できるかなと。あと、土曜日でしたら、児童館でも配付が可能なかなと現時点では思っておりますので、開催する日時は土曜日の午後がいいのかなと、まず月1回から始められるというのかなというところで。

こちらですね、初めから行政ありきで始めるものではないのではないかと回答がございましたけれども、改めてこういったこども食堂の設置について、執行部の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 私が答えると、町長はこども食堂反対していたというふうになるのかと、気をつけなくてはならないんですけども、以前ある団体の方からね、会長さんから、こども食堂をやりたいんだけど、何かいい方法はないだろうかということは打診はされたことはあります。もう打診されてから2年ぐらいになるのかと思いますけれども、そのときにやっぱりコロナ禍だったので、コロナ禍でやるのは今なかなか難しい。人を集めるのが難しいということで、その話が出たままで、ちょっと私がこう、今になってはいますけれども、ただ、今いろんな各種団体のお話が出ましたけれども、まずは例えば米川さんから、米川議員が俺がまず1人で引っ張っていくんだというような、まずそこに首謀者がいないと、まずこういったものはできていかないだろうと。この指止まれで、みんながここへ止まってくるまで待っているようなやり方というのは、うまく進まないのではないかなというふうに思います。で、全てが全てその何でもありきの中でスタートしたものについては、そう長くは続かない。

一番、今、議員のお話の中で、支援が繋がっていかない人たちがうまくいくかという問題があると思う。この間、議員からこの質問を受けてから、いろいろネットで調べただけけれども、ここで一番気になったのは、こども食堂が大人食堂になっていないかと。要するに、本当に子供のための食堂になっているんだろうかと。大人がただ単に自分のエゴを保つために集まって、そこでわあわあ騒いで、何か子供がちょっとないがしろになっていないかとい

うようなことを、ちょっとこれで注意しなくてはならないのではないかということも書かれておりましたけれども、このこども食堂について、実は教育長とか、こっちは子供専門ですので、私よりずっと上ですから、当然聞いて、教育長のご意見も聞いてみました。やっぱり一番は、子供たちが何かそこへ行ったらそれがあるよねというので、一番は来てくれて、食べたらずぐ帰るみたいなのところが一番いいんじゃないかと。例えば、何かあそこに行ったら、カレーライス多分食べられて、ほんで、それが月に2回なのか3回なのか、私は分かりませんが、そういった居場所が出てくると、自然にそういうところに子供たちというのは寄ってきて、いろんな生活環境がある子供にかかわらず、子供たちが平等に関わることができるのではないかというようなお話もですね、教育長からいただきましたけれども、ああ、そうだなと。確かに今高城町の中でね、食のほうまではいかないけども、子供たちの勉強を見てくれている団体は、教えてくれている団体はありますけれども、そういった団体のようですね、何らかの皆さんが、大人が集まって、そこではもう年中カレーライスならカレーライスもいいと思うんだけど、何かそこに行ったらカレーが食べられるというような、何かそういったお話もありましたけれども、そういったもので何か考えられていかないかなというふうには、この間教育長とお話あったときにはですね、アドバイス等をももらったところであります。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

今、櫻井町長から言われました、そうですね、どの子供でも食べて帰れる居場所と、平等というところで、まず、私もこども食堂を設置するからには平等というのはとても重要だと思っております。あと、大人食堂になっていないかという懸念ですけれども、確かにこども食堂という名前はあるんですが、冒頭から話していますように、対象は子供に限定するつもりはなくてですね、あともちろん大人が中心でいいとは思っていませんし、私のイメージとしては、子供と大人とこう並列の位置というところですので、結果的にその子供の数よりは大人の数が多いとなってもですね、それだけでこども食堂の目的を果たせないとは言えないかなと、言い切れないかなと今認識しております。

そうですね。まず、こども食堂につきましては、基本的にボランティア活動になるわけですが、こちらの櫻井町長からいただいた答弁を踏まえてですね、こちらまた整理しまして、継続して検討してまいりたいと思います。

確かにこども食堂の運営する人たちというのは、子供の貧困問題に強い関心を寄せている人

が多いんですけども、現場の実態はですね、かつての子供会のような地域の多世帯が集う場でありまして、そのことがこども食堂に新しい価値ですとか役割といったものを持たせているようです。その主な価値というのは子育て支援にとどまらずですね、にぎわいづくり、地域活性化ですとか、子供の貧困対策ですとか、あと、お年寄りも含めた孤食対策、独りぼっちで食べないというその対策ですね。あとは、虐待予防であったり、高齢者の健康づくりであったり、こう多岐にわたりますので、ですから多くの人々の共感を得まして、全国的に爆発的に増え続けていきました。ということで、松島町におきましても、その町民の生きづらさを和らげまして、孤独ですとか孤立を防ぐ可能性というのをこども食堂は秘めていると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、昨日ですね、読売新聞に藤倉児童館の記事が載ってまして、これを一部引用して終わりとしたいと思います。「手作りの味 つなぐ交流」というタイトルで、一部引用しますけれども、幼稚園児の長女を連れたシングルマザー、この方が言うのは、「娘はここの弁当が大好き。金曜は私も疲れがたまっているんで、助かります」というコメントが寄せられています。あとは、日本人家庭に嫁いだベトナム人女性、こちらは「ひじきや煮物が入っていたり、おばあちゃんの家庭料理みたいなあったかさがある」と、うれしそうに言っていたようです。あとは、79歳のおばあさん、この方はこども食堂に来て「今日は何をごちそうになるのかなあ」であったり、「蓋を開けてみてのお楽しみだもんね」とこう言われていました。最後に所長さんのコメントですが、地元の人なら誰でも来られる食堂なんですけれども、1つだけ条件がありまして、「電話ではなく、児童館に足を運んで申し込んでほしい。お互いに顔が見える関係でお渡ししたいからです」ということで、こういった記事を紹介して、まず1つ目の質問を終わらせていただきます。

次ですね、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、テーマは観光客数を確保できる仕組みづくりということで、前回の一般質問におきまして、当町の観光振興について取り上げることによりまして、長期総合計画であったり、施政方針におきまして、各施策が目指しているゴールであったり、近隣市町との連携の在り方であったりと、櫻井町長、太田課長とのやり取りの中で、少なからず気づきを得ることができましたので、この気づきを土台にしながらですね、これからも継続して、当町の観光について検討して、提言していこうと思っております。

なお、前回は初めての一般質問ということもありまして、できるだけマクロ的な、広い視野を持って質問したつもりなんですけれども、今回は目の前にあることにつきまして、個別具

体的に問題提起できればと思っております。

まず、今年の観光客の入り込み数を振り返りますと、1月こそ、昨年終わり頃の勢いそのままにですね、3年前の約7割まで回復しておりましたけれども、2月はオミクロン株の感染拡大によりまして、そして3月は福島県沖地震の影響によりまして、入り込み数が伸び悩んだものの、その後、新幹線の運転再開後は再度盛り返しまして、春の大型連休中は入り込み数が12万人強と、コロナ前の約6割、これは昨年の約3倍に相当しますけれども、ここまで達しまして、行動制限要請がなかったことを追い風にして、まずまずの人出であったかと思えます。

観光協会の志賀会長さんのコメントにもありますように、ゴールデンウィークの入り込み数というものが、お盆ですとか、秋の行楽シーズンのウィズコロナの観光に向けた弾みになることを、私も期待しておりますし、本日発売開始の観光クーポン券、松島詣通行手形ですね、こちらについても同様であります。あいにく我々議員は、本日、観光協会さんまで購入に行けないんですけれども、これは私の妻が代わりに買ってくれると信じております。

それですね、前回の定例会最終日の前日にあの大地震が起きましてから今日に至るまでですね、直近3か月において、この観光分野の動向につきまして、まず執行部の所管といったものをお尋ねしたく思います。

○議長（色川晴夫君） ちょっとお待ちください。

この後、大分質問あると思うんですけれどもね、1回目の質問受けて、次、休憩の後、答弁から入りたいとこのように思いますので、皆さん、休憩に入りたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なし。

それでは、13時から再開します。すみません。15時から再開いたします。休憩。

午後 2時43分 休憩

---

午後 3時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

答弁からお願いします。太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えします。

今年の1月については、平成の31年度と対比して、先ほどもお話ありましたとおり、7割ま

で回復と。そして、2月にはオミクロン株の流行によりまして約35%。そして、あと3月の議会も終わって、これから雪も解けて、暖かくなって桜も咲いて、大勢のお客様が松島に訪れるんだろうなと思っていた矢先、福島県沖の地震がありました。そして、報道でもご存じのとおり、新幹線も今は走っておりますがストップになって、何でこのような仕打ちを神様は松島に与えるのかなというようなことも考えて、そういった社会情勢とか、それと自然の状況とか、やっぱり観光というのは受けやすい事業なんだなとつくづく思いました。

本日からその松島詣の通行手形、絶賛発売中になっておりますけれども、それぞれのそのお寺お参りもいいし、それからお買物とか食事もしてもらって、それぞれの松島詣というのを楽しんでいただきたいなど。

あと、国のほうでも報道でも出ているんですけれども、Go Toという一大事業もあり、もう今後予想されますので、その事業、国や県の事業、それから町もやりますけれども、今後観光客のお客さんが松島に訪れてくれればいいなという希望的観測もありますけれども、来てほしいなという気持ちでいっぱいでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

今年度に入ってからですね、新たな取組というのがありまして、まず、東北運輸局が東北海事観光推進協議会を発足しまして、遊覧船観光が盛んな松島、塩竈をモデル地区としまして、新たな旅行商品を開発すると、これはSDGsも絡めてというところみたいです。あとは、DMOインアウトバウンド仙台・松島が主催で研修がありましたけれども、地域の環境、文化、経済の持続可能性を考慮しました観光によりまして、松島湾エリアへ誘客を図ると、観光客を呼び込むといった内容が報道されております。

これらを踏まえまして、当町としては持続可能な観光、サステナブルツーリズム、こういったものに関してどのような姿勢で取り組まれるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今回サステナブルツーリズムということで、5月にインアウトバウンド仙台の主催によりまして勉強会が行われておりますけれども、話の中で、ポストコロナ、ウィズコロナもそうなんでしょうけれども、その時代を見据えてオーバーツーリズムの対策や観光資源の保全をはじめとした、持続可能な観光地の経営が求められておまして、併せて世界的にその持続的な観光への関心が高まっているというようなところで、松島には

松島湾を含め、その周辺地域には豊富な観光資源があるということで、DMO法人さんのほうでは、例えば漁業体験とか、それから離島の暮らしぶりとか、あと食とか、復興とか、その防災などを資源をですね、持続可能なものに最適化し、地域経営経験値を高めていくというのような活動を行っていくというようにお話を受けております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。

先月の報道によりますと、世界経済フォーラムが発表しました、2021年版の旅行観光開発ランキングにおきまして、日本は強みとする交通インフラ、あと文化資源などが評価されまして、初めて首位となりました。また、日本政策投資銀行が実施した意向調査によりますと、東北地方を訪れたいと望む訪日外国人客、インバウンドにつきまして、旅行先などの選択に際しまして、サステナブルな取組、持続可能な取組、こういったものを重視する人の割合が高いですと。その中でもですね、地域ならではの精神性の体験、ちょっと抽象的ですが、こういったものを取り入れたい人の割合が高いという調査結果が出ております。

具体的な地名としましては、精神性の体験というのがありますから、山岳信仰の聖地の出羽三山であったり、世界文化遺産の平泉などと新聞に載っていました。ここに特別名勝松島と書いてほしかったので、それがないのは若干残念だったんですけども、まずそういった報道があります。

あとですね、観光庁は小規模訪日ツアーの実証事業に着手しておりまして、東北エリアでは既に花巻温泉などをめぐっておりまして、ちょうど明日からですね、外国人観光客の受入れを約2年ぶりに再開する予定であります。

また、仙台空港においては、国際線の5つの路線が休止中ですがけれども、山形県酒田市にありますみちのくインバウンド推進協議会、こちらは、仙台バンコク間の定期便再開を目指して、仙台空港を起点にして東北を周遊するチャーター便ツアー、これを10月、11月に実施することを目指しているというところです。そのツアー内容として、さすが酒田市というところで、例としては最上川船下りでの酒田舞妓の演舞披露などとありまして、これは松島が出てこないのは今は仕方ないと思っているんですけども、このようにですね、国をはじめとしまして、DMO、観光地域づくり法人であったり、各種推進協議会というのが、ウィズコロナを見据えて新たな取組に着手しております。

当町におきましては、感染防止対策を講じながらですね、先月は松島パークフェスティバル、そして、今月は町民ふれあいスポーツ大会、この2つを無事に開催することができまして、

とてもうれしく思っております。観光分野におきましても、これからはお盆や秋の行楽シーズンを含めまして、感染者数が多少増えてもですね、集客、観光客の呼び込みを継続できる、そういった観光戦略が求められているのではないかと考えていまして、すなわちコロナ3年目にあっては、もう国や県による新たな協力金ですとか、新たな支援金というのはなかなか望めそうにないと認識していまして、そうしますと観光業に携わる方々にとっては、感染者数が増えたから観光客が減るのは仕方ないと、そうなかなか割り切れないのではないかと、このように想像しております。とはいえ、こればかりは事業者の自助努力だけで何とかなる話ではなくてですね、ここは町の主導によりまして、何とか目に見える形でですね、観光客の数、入り込み数を維持するための仕組みづくり、こういうのを望むところなんですけれども、執行部の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、うちの太田課長とのやり取りを聞いていましたけれども、やっぱりゴールデンウィークもよかったのは5月3日、4日、5日の3連休、その前後に関してはあまりよくなかったと。やっぱり知床の船の事故も遊覧船には響いたということ、船会社の社長が私の応接のほうに来て言うておりましたので、もうすぐキャンセルが入ったということだろうし、それからあまり5月3日、4日も過剰にマスコミ等で取り上げていただいたのはよかったんですけども、その影響で逆に後半、松島、人混んでいるようだから、ちょっと敬遠された経緯もあるのではないかとということで、全体的な数字を後で、観光協会から来ているのは60%ということでありました。

そういったことで、まだまだ松島の観光、令和元年に比べてね、少しはよくなってきていますけれども、あまりにも令和2年、3年がひどかったのも、ここに来てちょっと上がったからってぬか喜びはできないというふうに思っております。

で、観光協会の協会長とも、今後についてどういったことを主体的にやっていったらいいだろうかということは、たまたまお会いしてですね、意見交換をさせてもらっていますし、今5月に入ってから、それから6月に入っても、大型バスが多分今日も来てくれているんだろうと思いますけれども、修学旅行が結構来てくれていると。そういったことも、昨年からは観光協会、それから宮城県、それから町、一緒になって、エージェンツ回り等々を重ねてきた結果が今の形になっているんだろうというふうに思うんですね。ですから、これからはやっぱりこの仕掛けていかないと駄目だというふうに私は思っています。松島、今まではある程度来てくれましたけれども、やっぱりコロナの終息後のことについては、やっぱり自助努力

を重ねないと来てくれないだろうと、仕掛けが必要だということは常々協会長ともお話をしています。ですから今、いろんなインアウトバウンド仙台等々からも、いろんなお話をいただいていますし、昨日も東北観光推進機構も町に見えて、2時間ぐらい担当課と今後についていろんなお話をしているようでもありますから、そんな中から町として様々な面で支援していきたい。

米川議員も随分新聞読んでいるようですけれども、6月の4日か5日の新聞どちらかなんですけれども、日経新聞の中でね、やっぱりG o T oキャンペーンについて書いてあったんです。国内旅行を考えている方々は、G o T oキャンペーンになったら旅行に行くという方が14%だと、行かないと言った人は40何%、41だったかと思いますけれども、そういうことで、なかなかその行動にすぐ移らないだろうと。だから、G o T oキャンペーンが始まったら券は買うかもしれないけれども、すぐに消費にはつながらないのではないのかなというふうに見ています。ですから、いかにそういった方々に、旅行を今まで控えてきた経緯があって、どうしてもそれが抜け切れない。そんな中から、やっぱり自分がまた松島に、宮城に行ってみようかという気になる。そういう仕組みづくりをやっぱり仕掛けていかないと、うまくないというのが私の今の考えであります。

ですから、県のほうの観光キャンペーンの間ありましたけれども、会議がありましたけれども、やっぱり仙台空港国際線は、今お掃除ロボットだけしか動いていませんので、やっぱりこれは早く開けていかないと駄目だなと。ただ、そのタイミングはどこのタイミングなんだろうかというのは、県のほうでもしっかり今見極めているんだろうというふうに思います。中途半端に開けて、それで外国の方が来られて、またコロナがですね、発症数が増えても困ることもあるだろうから、その辺はしっかり見極めているんだろうというふうに思います。

いずれにしても、そう遠くないときに仙台空港もなるのではないかなと思います。我々はそのに対して、しっかりと地元で対応できるような形づくりをこれからもやっていきたいし、また、そういうほうの観光協会だけではなくて、旅館組合とも、そういった中央通り商店街とかですね、様々な団体がありますから、そういった方々とよくお話し合いをして、やっていく必要があるということは思っております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。

私もそのゴールデンウィークの入り込み数に、それだけを見て、ぬか喜びなかなかできないと思っております。あとは、櫻井町長や太田課長のそのエージェント回りといったところ、

こちらもぜひこれからも進めていただきたいと思いますし、これは海岸の事業者ですとか、町民にも知っていただきたいと思いますし、ぜひ引き続きお願いしたいと思います。

それですね、あとですね、コロナが終息した後は、櫻井町長が言われたように、基本的には事業者の自助努力がこれに尽きるだろうと。それは私も基本的には同じように認識しております。ただ、まだコロナの終息まで、まだまだ先は長いと認識しておりまして、するとなかなかそうもいかないのかなという現状です。

あとですね、その日経新聞の記事についてはG o T oキャンペーンを利用する、利用したいという方よりも、利用しづらいという方が3倍弱いるというところで、これなかなか厳しい現実、厳しい調査結果となっておりますので、するとなかなか遠方から呼び込むというのも一筋縄ではいかないと思います。

それですね、先ほどの例えばそのエージェント回りですとか、これはなかなか事業者だったり町民の目になかなか見えないところですが、もう少し町としてですね、目に見える形で、例えばその松島詣通行手形、こちらは目に見える形の1つですが、よい表現が見つからないんですが、なかなか持続可能な取組かと言われると、なかなかそうもならないかもしれないかなと。いわゆる観光客の呼び水には十分なと思っていますけれども、このクーポン券を毎月、年間通して発行というのはもちろん無理な話ですし、なかなか継続性を考えると、ほかにも、打つ手が必要かなと思っています。というところですね、あとなかなか、近場の人は来られるかもしれないけれども、遠方から来れないかなというところで、すると、何とかこう近隣市町を、もちろん松島町民も含めてですね、近隣の方が参加できるようなプラン、そういったコンテンツが欲しいと思っています。

そういったところで、前回の一般質問でも取り上げて、太田課長の答弁もいただきました。松島という点だけでなく、2市3町、3市3町も加えて、その点から線への展開というのをぜひお願いしたいところで、こちらについては例えば松島四大観、こちらについて旅行商品化という、そういったことが答弁で挙がったかと思います。改めてこの近隣市町で、このウィズコロナでもこうなんて言いますか、なかなかあまり遠慮せずにアピールできる企画できるものというのは、私は松島四大観が一番だと思うんですけども、改めてこちら旅行商品化について、ちょっとどのようにお考えかお尋ねしたいです。

○議長（色川晴夫君） 答弁。太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 松島四大観にかかわらずですね、その旅行商品の造成に至るまでのプロセスとしてですね、2市3町なり広域でということで、エージェント回りも若い頃

させてもらったんですけれども、結局そのエージェントさんからよく言われたことは、その商品造成に当たって、そのお客様がいつ何どき訪れてもいいように、365日説明員なりが確保できますかというような話もされたことがありますので、その辺の環境整備というか、人員も含めた整備がやっぱり商品としては必要なんだろうなと感じておりました。2市3町の連携からすればですね、やっぱり松島町だけじゃなくて、ほかの地域のイベントなり文化歴史なりを、やっぱりもっともっと世に広げていく必要はあるんだろうなと。そのために、松島の役場の職員でありながらも、例えば平泉の観光はこういうものですよ、多賀城のあやめ今やっていますよというような説明をですね、できるような職員の育成も必要なんだろうなと。もちろんそういったボランティアに関わる人たちの育成も、必要なんだろうなと感じております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

今、太田課長が言われたように、松島に限らず近隣の観光スポットについて、その町の職員の方々であったり、ボランティアの方であったりしっかり説明できるようになると、既にできる方もいると思うんですけれども、そういう取組はぜひお願いしたいと思います。

ちょっとお尋ねするのが、順番が前後して申し訳ないんですけれども、確かに太田課長が言われたようにですね、365日ガイドできる人を確保するというような、これは大変だと思いました。その前にですね、実際遠くから来られる方でなくですね、松島町内の方であったり、近隣の市町の方であったりですね、そういった方の対象にすればですね、何も365日の対応でなくてもですね、十分地元の方々も併せて案内できるかと思いました。それと、あと仮に感染者数が多少増えてもですね、例えば楽天の球場は今は人数制限はないですし、それを踏まえると四大観のツアーの感染リスクというのはそれより低いと思いますので、終始外でのツアーですから、そういったところで感染者数の影響を受けるのは限りなく低いと思っていて、そういった形で近場の人を呼び込む、それで四大観、ちょっと四大観にこだわっていますけれども、要はそのインバウンドではないんですが、その地域ならではの精神性の体験ということで、四大観にまつわるエピソードなどもこれに含まれると思いますので、そういった形で、365日でなくても何か立案できないかなと思うんですけど、改めていかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 四大観ということで、私の前の富山のことも随分言ってもらっているようですがけれども、まず4つのね、つながった、連携したものというのはなかなか難しいかと思えますけれども、今おのおの一つ一つについては、いろんなことで、例えば富山ですと一番私身近ですからあれですけど、歩け歩けの方々が、アトレ・るを、中央公民館を出発して、富山に登って、私たちのほうにこう下ってきて帰っていくという、こういう一番長い方はですね。短い方だと、海浜公園からスタートして、またそこに戻っていくと。何かこういったグループもあるようでありまして、それから東松島のほうでは多分オルレの中でね、そういったことで登られている方もいらっしゃると思うんです。ただ、やっぱり一つ一ついいところもあるんだけど、悪いところもあると。それは何かというと、やっぱり足の不自由な方々はやっぱりどうしても交通の方法でいくと、例えば富山の場合はなかなか上まで、足の不自由な方はなかなかつらいところもあると。そういったところもあるんだろうと思えますけれども、ただそこをでは全て行政でちゃんとやれるかということ、なかなか文化財の関係もあってできないというふうになっているのかなと思います。

四大観だけでパッケージというのは、考えれば考えてつくれることはあるんだろうけれども、東松島市や多賀城、松島、塩竈とですね、結局このパンフレット見たことありますか。

（「あります」の声あり）これは、松島湾の関係する自治体も全部入っているんですね。こういったことで、食と、食も一緒に入って、景観だけではなくて、建造物だけではなくてね、そういったことで総合的にこういったガイドブックができていますので、やっていただければいいなど。

それから、365日というか24時間云々ということは、案内ということだと思いますけれども、今みんなスマホを持っていますからね。アプリでやるかといったら、できるかなと思うんですね。ですから、どうしてもその案内が必要なときは、ちゃんと。この間葛巻の方が来ていただいて、葛巻の町長ほか議員の方々が来ていただいて、瑞巖寺を観光協会長自ら案内していただきましたけれども、そういったときの、それは案内は案内として、また例えば誰もいなかったら、アプリできちっとそういったものをこう理解できるような観光というのも、これからはあるのではないかなというふうに思います。

そういった両面をいろいろ今後考えてね、やっぱりやっていかなくちゃならないし、それから事業者だけではなかなかやっぱり難しいところがあるんですね。だから、そこはやっぱりちゃんと行政が絡んで、やっていかれるのがいいのではないのかなと。ですから、今、観光協会長は、まだ表には出していないでしょうけれども、海の盆は花火はやるという話で今進

めていますので、そういったことをしっかりやる上にはきちっと行政も絡んで、そういったものも整理していかないとできませんので、しっかりそこはスクラム組んでやっていくと。それが例えば海の盆だけではなくて、今後そういったものも仕掛けとしては必要になってくるかと思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。

その海の盆については、今答弁の中で花火に触れられて、この議場でその話を聞けて、とてもうれしく思いました。

そうですね、今の感染者数、新型コロナの感染者数が毎週減っていきまして、とてもよい傾向なんですけれども、何ていうんでしょう、先ほど町長の答弁の中で、やはり事業者だけではカバーできない部分があるから、そこはやはり行政が携わっていくべきであろうというところで、それは私も同感であります。

あと、これからまた感染者数の影響を受けて観光客の数が減っても、もう本当に事業者さんとしてはやり切れないというところだと思いますので、そこでもできる限り行政が絡んでいただきたいところです。

あと、実際のその観光客の集客の取組ですね。こちら、ちょっと懸念しているのはですね、もちろん松島は単体でできる、カバーし切れるものではないですから、宮城県であったり、DMOの協力が不可欠だと思っているんですけれども、その歩調をしっかりと合わせられているのかどうか。その宮城県やDMOの動向にしっかりとキャッチアップできているのか、本当にこれは無駄な心配であることを願いたいんですけれども、そういったところをもし町としてなかなか追いついていないところがあれば、そこは何とか歩み寄っていただきたいところもあるんですけれども、ちょっと抽象的で申し訳ないんですが、その辺り執行部の見解をいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） DMO。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 海の盆の花火については決まったということではなくて、話題になっていますのでからね。町長はここで花火上げると言ったと、言わないでください。まだ確定はしていませんから。ただ、そういう方向で向いていることは確かだということで、私は。まだ、あつちは分からないですけどね。

それから、やっぱりいろんな団体さんがDMOにしる、推進機構であれ、それからJRであれ、運輸局であれ、全ての方々が今やっぱり宮城は松島をやっぱりこう中心に見てくれてい

るんですよ。見てくれているときに、しっかりと地元が立ち向かわなかったら駄目ということだと。だから、そこを避けてどうのこうのとかじゃなくて、こっちから真っ向にもう取り込んで行ってやっていくと、そういう姿勢が必要だということ。ぜひ議員の皆様方にも、通行手形なりなんなりやっぱり買ってもらって、今日だけで多分1万枚さばけないだろうから。明日の朝8時半から開いているのかな、9時からか。議会は10時からですから、ぜひ買って来ていただいて。そういう感じですね、やっぱり議員の皆さんも参加していくというかな、そういったことでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。

今朝ですね、議場に来る前に観光協会さんに立ち寄ればよかったかもしれないですけども、そうですね。先ほど町長の答弁にありましたように、町サイドがですね、県であったり、DMOなどにこう飛び込んでいく気持ちと姿勢でというところで、そういったところが私からもとてもぜひお願ひしたいところでもあります。継続してそれは取り組んでいただきたいと思っています。

というところで、最後に一言だけ。先ほどの子育て支援でも少し触れましたけれども、そこでは人口問題ということで、定住問題ということで、なかなかほかの町からこう人を呼び込むのは大変ですけども、町から出ていく人を抑えるという工夫は可能かなというところでありまして、それと少し似ていると思うんですけども、なかなかこのコロナ禍でこれからどんどん観光客の数を増やすというのはとても大変だと認識していますけれども、とはいえ昨年に比べてゴールデンウィークは昨年の約6割の人、失礼しました。コロナ前の約6割の人出がありましたと。あと、今年に入ってから、オミクロン株が拡大するまでは、コロナ前の7割は観光客を確保できましたよと。そこですね、なかなかそこから増やすのは大変だと思うんですけども、これから感染者数が増えていっても、この水準を何とか維持できるように既に考えていらっしゃると思いますし、そこはこれからもうコロナ3年目ですので、なかなか感染者が増えたという理由、それだけを原因というものなかなか言いづらくなってくるかと思しますので、その辺りを重ねてお願ひしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員の一般質問が終わりました。

続きまして、通告の順に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

11番小澤陽子議員。どうぞ。

〔11番 小澤陽子君 登壇〕

○11番（小澤陽子君） 11番、小澤陽子です。

仮称（松島町空き地雑草等の除去に関する条例）の制定につきまして。我が町には松島町環境美化促進条例があり、環境の管理、以下清掃等について明記されております。また、この条例には草刈り等による清掃も包含されております。

近年、我が町も所々に見られた空き地にも住宅が建ち、空き地などは大分少なくなりつつありますが、いまだに空き地や空き家の庭などが点々としており、これまでも町当局には空き地周辺の草ぼうぼうの状態の苦情により、住民より清掃に関しての問題が提起されていることと思われまます。この状態の解決のためには、所有者に対し、草ぼうぼうの解消、清掃美化について問題を指摘し、改善と協力が求められていることとされてきております。我が町においても、問題点の指摘は、周辺住民から苦情という形で提起されているはずです。

隣町の利府町では、環境美化条例のほかに草刈り条例があり、職員による町内市街化地域等の実態調査がなされております。利府町に倣い、町民からの問題提起ではなく、行政が率先し指導していくべきと考えまます。松島町も先進地に倣い、条例により必要な具体的対処がなされるべきであります。

そこで質問いたします。

①空き地における草刈りの調査はされていますでしょうか。しているとすれば、年何回ですか。調査後、草刈りが必要な場合は、どんな形で地権者に連絡していますか。また、連絡しても行政指導に従わない場合は、どのような対応をしていますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の質問に答弁していきたいというふうに思います。

適正な管理がなされていない、雑草が生い茂っている状態の土地については、ごみの投げ捨てや病虫害の発生、また小動物などが寄りつくことによって、環境の悪化に加え火災や犯罪を誘発させる原因になることから、所有者に早急に対処してもらうよう指導しております。

空き地における草刈りの調査や地権者への連絡方法については、担当課長より答弁させまます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、草刈りの調査につきましては定期的な調査は行っておりませんが、担当職員が現場に出た際は、周囲の環境に注視していることに加え、情報提供があつ

た場所については、不定期ではありますが現場の状況を確認しております。現場を確認し、草刈りが必要であると判断した場合は、所有者の自宅へ訪問し指導を行うか、現状が確認できる写真を添付して、指導文書を送付しているところです。最近では、遺族が所有していた土地の存在を相続者が把握していなかったという事例も見受けられますので、引き続き指導文書の送付等にて指導を行ってまいりたいと思います。

なお1回目の指導にて改善が図られない場合については、再度文書を送付し、送付を行っております。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。11番小澤陽子議員。どうぞ。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。調査はしているということで、文書で連絡をして、業者を紹介しているということによろしかったでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 電話をするときもありまして、例えばそのときに自分でやるということであればそれでよろしいんですけども、どうしてもなかなかできないという、例えば高齢の方であったり、遠方の方も、県外の方も当然いますので、そういった方の場合については、例えばシルバー人材センター、こういうところがありますよという、参考までにそうしたところも記載をして、文書を送っているということです。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。

質問②に移ります。

行政指導をして従わない場合、町が代わりに執行することはありますか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 端的に言いますと、町が直接執行するということはありません。というよりも、まずその個人の土地につきましては、当然なんですけどその所有者の方が管理する責任がありますので、町が例えば従わないからといってそれをやるということは基本的には行っていませんし、法的にもそれ自体は当然問題がありますので、先ほども申し上げたんですが、何度も粘り強く一応お願いをしているという実情です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 町が代行して執行することがないことも分かりました。

そもそもこの質問をしたのは、町の人たちの意見を聴く機会がたくさんあるわけですが、たまたま草刈りがしないところがある、役場に連絡してもしてもらえないという話があり、何

の条例がこの要件に対応しているのかを調べたところ、環境美化促進条例はあるのですが、草刈りに関する条例がないことが分かりました。そこで、県下近隣を調べたところ、利府町に雑草等の除去に関する条例を見つけ、確認のために町民生活部生活環境課を訪問し、条例制定の経過などをご指導していただいております。

質問③に移らせていただきます。

年何回くらいの苦情が寄せられていますか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 大体苦情といいますか、情報提供といったらいいんでしょうか、平均すると大体20件から30件程度です。令和3年度については、27件の一応情報が寄せられております。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ④の質問に移ります。

以上の件について、強制権はないと思われませんが、強制権を持つ具体的事例が県下にあるのであれば、事例をお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、町が行っている、その文書を送付したり、直接連絡をとったりということについては行政指導ということに当たるんですけども、それというのはやはり所有者が自発的に行うということで、あくまでもちょっとお願いというレベルに当たります。所有者の様々な事情によって対応が難しい場合、そういった場合に町が強制的に、先ほども言ったんですが、草刈りを行うということは基本的にしておりませんし、少なくとも調べた範囲で、宮城県内において空き地等の雑草の除去について、例えばその自治体が代わりに行ったという例というのは、事例はございませんでした。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 今、様々なお話はさせていただいておりますが、町民の皆様のために、担当課職員の皆様の日々の献身的な努力、本当にありがとうございます。職員の皆さんの努力が町民の皆様のためになるような行政指導の根本、基本となる条例があると、執行する方、指導される方も分かりやすくなり、行政指導もよりスムーズに進むことと思われませんが、いかがでしょうか。

⑤番の質問に移ります。

条例等の中でしっかりと定め、行政の指導としてしかるべきと考えますが、この点いかがで

しょうか、お伺いたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 適正な土地の管理の認識の向上をより促すために、新たな条例を制定することは1つの方法であるとは思われますが、町としては環境美化推進員の協力のもと、適正な管理がなされていない土地の情報収集に努めており、情報を把握した場合は所有者を指導し、大半の方からは対処していただいている状況にあります。現段階においては、草刈りに特化した条例の設定は一応考えていないところです。

しかしながら、環境の保全美化についての重要性は十分に認識しておりますので、ごみゼロ運動や秋の一斉清掃等の環境美化活動にて環境美化意識の向上を図りながら、引き続き情報の収集に努め、環境美化の推進に努めてまいりたいと思います。

ただ、これまで確かに私たちのところに連絡が来た箇所、年間20件から30件あるんですが、それについて、やっぱり経年、適宜継続的に注視をもっと明確化していくような業務改善は、今後図っていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。

この質問のために多くの時間を費やしていただいた職員の皆様に感謝申し上げ、質問を終わります。

次の質問に移らせていただきます。

文化財の現状と利活用につきまして。

我が町の文化財は、国宝、県文化財、町指定の文化財があります。松島町の文化財という冊子では、町指定による文化財はちょうど100を数えております。さらに指定解除となった文化財は7件を数えます。

質問①、現在における文化財の件数は、国、県、町、どのようになっておられますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本町は日本有数の景勝地でもありますので、さらには伊達家ゆかりの地でもあることから、神社仏閣等も点在し、多くの国県町の指定文化財がございます。町にとって貴重な財産である文化財は、状態を損ねることなく現状のもの形で後世に残していく必要があります。そこで、本町では学芸員3人を正職員として配置しまして、有効的な活用

と調査、保存、管理に努めているところであります。今後も継続して、本町の文化財の活用と周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、文化財に関する質問につきましては、所管である教育委員会より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 松島町内にある文化財の指定件数になりますが、国指定が14件、県指定が14件、町指定なんです、昨年1件の指定がありましたので、現在101件となっております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。

質問②に移ります。

現在、瑞巖寺の檜や観瀾亭の檜、瑞巖寺の夫婦檜もなくなりました。白坂山「秀松」も指定解除となりました。そこで、我が町の事例であります、恐らく500年以上と思われるシイの巨木がございます。この木はどここの産地にも見られますが、かほどの巨木はめったにお目にかかれません。町指定の文化財として考えてはいかがでしょうか。また、広く情報を求めれば、ほかにも巨木はあると思われます。町全体を調査されるのも1つの方法かと思いますが、そのお考えはありますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 現在、松島町内には、文化財指定にはなっていないものの、樹齢の高い名木が埋もれている可能性はあります。今後も継続的な情報収集等の調査を行いながら、対象となる事案が確認された場合につきましては、文化財の指定について所有者の意向を把握した上で、文化財保護委員会の諮問を経て指定に向けた手続を実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。

③番の質問に移ります。

今から町指定文化財を目指しているものはありますか。2番の答えになっているんですか。いいですか。すみません、最後までいきます。

あるとすれば、これらについてもぜひご教示をお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 新たな町指定の文化財の指定につきましては、現在、富山大仰寺の開山である洞水禅師の坐像の指定について、文化財保護委員会に諮問をしている状況でございます。文化財保護委員会におきましては、現在所有者である大仰寺さんに詳細内容の確認等を取りながら、審議を進めている状況となっております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） これから検討していく文化財があることは分かりました。

話が戻りますが、シイの木については例えばということでお話に出してみましたが、松島町の木に詳しい森林組合の方々などとお話をしてみてもいかがでしょうか。木を見るプロの方々の話を聞くことも、大切なことではないでしょうか。

質問④に移ります。

町指定文化財の有効活用や観光活用の方法があると思われませんが、以下の例についてお答え願います。

（1）雄島の周辺の海底にまだ収容されていない石碑が眠っていると聞いております。実態はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 板碑につきましては、瑞巖寺宝物館で定期的に展示活用がされております。今後も有効的な活用ができるよう、観瀾亭、松島博物館での企画展や、利府町、七ヶ浜町と持ち回りで行う3町展、近隣市町が……。 （「ここはまだでしたね」の声あり）

失礼しました。大変申し訳ございません。

雄島周辺の海底の板碑の状態ということです。すみません。雄島の管理者は宮城県と瑞巖寺であることから、瑞巖寺が海底板碑の最終調査を行う資料収集事業として、東北大学の、東北学院大学の協力を得ながら2008年から実施しており、2018年に約3,000点の板碑の回収を終えております。現在、雄島周辺の海底に残っている板碑がございますが、採集作業時の安全面での問題や埋没状態にあり、回収が困難なものとなっております。

以上でございます。大変失礼しました。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） （2）の回答もいただき、ありがとうございます。

それでは、雄島の周辺の板碑につきましては、私も先日瑞巖寺の学芸員さんにお話を伺いました。ほぼ同じ内容でした。たくさん板碑は雄島の昔を語る遺物として、現在は瑞巖寺に飾ってあります。そして、観瀾亭にも、2枚写真を撮らせていただきました。こういった遺物もあるので、収集や展示も将来を考えてみていただきたいということです。

⑤番に移ります。

最後になりますが、松島町には道珍浜貝塚、西ノ浜貝塚があり、七ヶ浜の大木囲貝塚、東松島市の里浜貝塚等と同様に貴重な貝塚であり、そこからの多数の出土品が手樽地域交流センターの収蔵室にあります。それらの出土品は、町民の方々や観光客の方などにお披露目されるのを待っている状態であります。町には今先ほど町長がおっしゃったとおり3名の学芸員が職員としており、以前ではできないようなことも可能と思われまます。文化財を含む、土器、遺物を資料館に展示して、希望者には学芸員による説明をする等の利活用もあると思われまますが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉教育次長兼教育課長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 西ノ浜貝塚からの出土遺物につきましては、現在も定期的に観瀾亭、松島博物館内への展示や、役場1階の町民スペース、文化観光交流館のインフォメーションルームなどで活用しているところです。さらには、各小学校で行われる縄文学習の出前事業の際にも出土した土器等を持参して活用しているところです。今後もより積極的にPRしていくとともに、創意工夫で公開の場を増やしていきたいと考えております。

具体的になんですが、平成30年から始めた事業で松島れきし再発見講座というのを今まで計4回開催してきました。文化財に関わる有識者の講演や、実際に町内を歩き、学芸員の説明の下、松島の文化をめぐる企画になっておりますが、ここ2年ほどコロナによりまして自粛していたところです。状況が整い次第、このようなものも再開していきたいと考えております。

さらにはですね、大人の方々、子供たちはまるごと学とかで文化財に実際触れておりますが、大人の方々にも松島の文化財を知っていただく機会を今後増やしていきたいと考えておりますので、出前講座というんですかね、そういうものも検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 先日、東松島の里浜貝塚と七ヶ浜の大木囲貝塚に行ってきました。

里浜は大きな土地を取得し、昔の原風景を思わせるような土地を保有しており、トイレや生涯学習の建物も草や木に溶け込むような自然な作りを有しており、そこまで気を使い貝塚を大切にしていることが伺い知れるすばらしい場所であり、縄文村も発掘した遺物をきれいに展示しておりました。

大木囲貝塚は、ここも広く土地を取得しており原風景を楽しめる史跡公園となっております。資料館は、対応していただいた学芸員の方のお話によりますと築37年になるそうですが、見たところ遺物はきれいに展示されており、古さを感じさせることはありませんでした。私はどちらかというと歴史は苦手ですが、土器について分からないことを聞いたところ、丁寧に様々なことを教えていただきました。七ヶ浜には学芸員さんは1人しかおらず、入庁してから17年になるそうです。また、隣の部屋では遺物の整理をしておりました。

松島町の住民の方々も資料館に見学に行き、学芸員の方々の説明を聞きながら、遠い昔の生活に思いをはせることのできる環境をぜひご用意していただきたいと思います。

対応していただきました関係者の皆様に感謝を申し上げ、質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） 11番小澤陽子議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩に入ります。再開は16時10分、16時10分再開いたします。

午後 3時57分 休憩

---

午後 4時10分 再開

○議長（色川晴夫君） 通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

1 菅野隆二議員。

〔1 菅野隆二君 登壇〕

○1 菅野隆二君 1 菅野隆二でございます。

今回、ご質問させていただくのが介護保険制度の持続可能性の確保についてという形で通告させていただきましたが、もともとの質問させていただこうと思ったきっかけがですね、この介護保険料、松島町内で見たらちょっと高いかなというのがありまして、その中でいろいろ調べたものをちょっとご質問させていただければと思っております。

全国的に介護保険料というのは今増加していますが、これ以上の大幅な引上げが困難と言われている中で、松島町は第8期の介護保険料基準額で月6,600円と、宮城県内の35市町村の中で2番目に高額となっております。全国平均の6,014円、宮城県平均の5,939円と比べても高

水準となっております。県内で最も低い大河原の月3,800円と比べると月2,800円、年額だと3万3,600円も大河原よりも松島町民の負担が高いということになります。さらに、第7期から第8期の引上げ額に関しては、35市町村の中で最も高い月1,000円の負担増となっております。最近の物価が次々に上昇している現状も踏まえると、大河原、登米、美里など保険料が下がっている県内の市町村もある中で、このままでは松島町内の第1号被保険者である65歳以上にとって、介護保険料の負担というものはますます重いものになっていくと考えられます。

ただ、松島は県内で5番目に高齢化率が高い状況ではあるんですが、活動的な高齢者も多く、健康寿命の長い県内トップクラスの健康長寿の町でもあります。そこに関しては僕もすごく誇りに思っているんですが、だからこそ第8期介護保険事業計画の中でもうたっている、持続可能性の確保というものに対して、近隣市町村の見本となるような取組を松島が行っていくべきであると考えています。

そういったことを踏まえて、介護保険制度に関する点についてお伺いします。

まず、1つ目なんですが、松島町の介護保険料が宮城県内の他市町村と比べると高額になっている要因と、引上げ額が県内で最も高くなっている要因を教えてくださいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 簡単に言うとサービスがいいからだと言っちゃうんだけど、第8期介護保険事業計画における介護保険料につきましては、第1号被保険者である65歳の以上の方々への負担は小さくないものと認識しております。一方、保険者として健全に介護保険事業運営が維持できるよう、制度設計していく責任もございます。介護保険料が高額になっている要因につきましては、保険給付費の伸びによるところが最も大きく、特に介護施設サービス給付費と居宅介護サービス給付費を比較しますと、施設等給付費の伸びが大きいことが特徴であります。松島町は町内に特別養護老人ホーム、それから介護老人保健施設、介護医療院を有し、他自治体と比べると施設が充実しており、これらは町民の介護負担の軽減につながっていくものと推察されます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

ハード面、施設とかを充実させたので高くなったということだったんですが、であれば、9期は施設をもう充実させたのであれば、下がるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 基盤整備につきましては、9期にまた新たにということがない限りは増えていくことはないんですが、充実した施設を使い、継続して使い続ける方がいれば、給付費はちょっと高いというふうにつながっていくかと思います。ただ、今は介護保険制度は、町の垣根を越えて施設を利用することもできますので、例えば、松島町内の施設に他市町村から利用することもありますし、また、逆に松島町民の方がほかの市町の施設を使うこともあり得ますので、一概に基盤整備がこれで例えば整ったから給付費がもう変わらないだろうということにはならないということになります。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 基盤整備をしていただいたところでは僕は大変よいと思うんですが、それが上がった原因というご説明もありましたので、基盤整備しましたけど、結局介護保険料はそのままですよとか、高くなりますよと言うのであれば、町民としてはちょっと払う気しないというか、納得できないと思うんですが、その点はどうですかね。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 介護保険料は介護基盤整備だけで決まるのではなくて、例えば人口年齢構成ですとか、それから介護を必要とする高齢者の年齢構成ですとか、いろんなことで地域差というものが生まれてまいります。例えば、所得段階別の人数といたしまして、介護保険料を決める際に、基準額を真ん中にして、基準額よりももっと段階が安い、安いといたしますか、定額で済む方と高額でお支払いいただく方というような、その人口構成にもよってまいりますので、一概に1つだけではなく、複雑ないろんな要素が絡み合っただけで保険料が決定されていきます。松島町の状況だけではなく、全国各地の自治体の状況と基盤整備、それから介護保険制度の内容、介護報酬がどれだけ引き上げられるとか、そういったことも複雑に絡み合っただけで最終的に決定されていくものでございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） であれば、他市町村と比べて中で月1,000円の負担基本額になりますが、1,000円プラスになっているとなると年間1万2,000円。この例えば年金で生活している方が急に1万2,000円年額で負担が増えるとなるとかなりインパクトが大きいと思いますし、他市町村の状況にもよるといっているのであれば、その松島、今一番引上げ額が多くなっているということに関してはちょっと違うような気はするんですが、その1,000円上がっているということに対しては、今後抑えるべきなのか、ちょっと上がり過ぎなのか、こういった認識をお持ちなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 確かに1,000円上がったことというのは大変インパクトとしては、町の執行部側としても大変びっくりしたところでございますし、実は第8期の保険料を決める際にはもっと高い試算が出ておりました。いろんなデータを組み合わせまして保険料の試算をするわけなんです、それを手直しをして、過去数年間のサービス量の変化と、今後3年間のどのようなサービスの見込みかというようなことを、何度も何度も試算を繰り返して、それから財政調整基金をどれだけ取り崩せるかということも踏まえて、最終的に決定したんですが、10円でも50円でも安く保険料があってほしいというふうに町のほうでも考えておりますので、その辺、単純に1,000円が高額になったということが、何でしょう、しようがないというふうには思っていないということと、それから、それを町民の方にご理解をいただくということで、介護保険料の通知をした際に大変お電話をいただいたわけなんですけども、その点について1件1件丁寧にお答えをして、説明をしていただいて、ご了解をして納めて、今はいただいている状況でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね、高くなった理由というか、お問合せがあったということだったんですが、私もいろいろと要因を調べていく中で、広報まつしまだったりとか、いきいきシニアガイドブックだったりっていうものだったりですね、ホームページだったり見たんですが、その第8期から6,600円になりますよという、こういったものを使いますよというのが記載されていたんですが、何で高くなったかというのが明記されていなかったんですね。なので、やっぱりそう高くなった理由というのを示す義務というのが町にあるような気はするんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 確かにそのとおりです。介護保険の制度は3年ごとに見直されておりますので、新しく介護保険事業計画ができた際には、どうしてそのような介護保険料の設定に至ったのかですとか、今までどのようなサービスを使ってこられて、今後どのように町は基盤整備を考えているのかとか、そういったことは丁寧にご説明をする必要はあるかと思えます。介護保険事業計画の冊子はできているんですが、事業概要版というダイジェスト版も作っておりまして、それは全戸に配布させていただいておりますので、ぜひ皆様方にはそれを見て、目を通していただきたいというふうに思っていますことと、あとは、さら

に広報やホームページなどで、大事だなと思うようなことについては、何度でもちょっと丁寧に説明をしていかなければならないんだなということで、今菅野議員さんのお話を伺って思ったところでございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） では、よろしくをお願いします。

あとはハード面、施設、基盤整備したというのは物すごくいいことですね、もちろん僕が言いたいのは、介護保険使わないでというわけではなくてですね、もちろん必要な人はどんどん使っていてというところで、もちろんハード面というところも充実させていただきたいんですが、もう一方でソフト面の充実というところで、大河原なんかだとその専門職の方がかなり多い人数がいらっしゃるというのを聞いたんですが、そういった部分ではソフト面、専門職とかというところで考えると、松島町は十分にその人員はいるのかどうかというところもお聞かせ願えますか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 松島町は人口がそもそもそんなに多くはない町でございます、専門職が十分にいますとそんなに多いほうではないとは思いますが、どちらかというと大河原さんのほうが多いというか、本当に全国的にも珍しく、例えば一例を申し上げますと、地域包括支援センターの職員は常勤に換算してですね、松島町の3倍おります。そういった方々がこつこつと介護予防についての働きといいますか、その事業を展開していらっしゃるということで、全国で見ても保険料は5本の指に入る低さでいらっしゃるということがありますので、とても参考にするところは多いです。

また、健康に関する意識も全町的に高いというふうに伺っておりまして、長い歴史の中でそういった健康意識とか、介護予防に対する意識づけをちゃんと専門職方がしてらしたということについては、参考にできる部分だなというふうに感じております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 専門職の方が多くて、それが全部保険料も安くなっているというところではないとは思いますが、もしそれも要因があるので、それはぜひ町としてもこう専門職の方を増やすとか、そういったところも検討していただければと思います。

続いてなんですけど、②のところでも要介護度別の割合推移の状況、また今後の見込みなんかも教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 第6期から第7期の介護保険事業計画期間におきまして、要介護度別の割合として、最も多いのは要介護1、次いで多いのが要介護2となっております。推移につきましては、要支援2と要介護4で増加傾向が見られております。今後もこれは同様に推移していくというふうに、私たちは予想しております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） であれば、今後2025年問題だったりとか、団塊の世代の方が後期高齢者になってだったりとか、というところで高齢者人口という割合が増えていくとは思いますが、そうすると今の見込み的には比例して介護保険料だったりとかもさらにこう増える、どういったちょっと見込みがあるのかというところ、③にもちょっと通じているんですが、第9期の介護保険料の見込みというところで、そういったところも踏まえて、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今、第9期の介護保険料についてご質問いただいたんですけども、現時点では未定でございまして、介護保険料は3年ごとに見直しをするんですけども、給付費の見込額によって決まっております。ですから、第8期の現在の期間の中で実績を精査して、またアンケート調査を今年度末に行う予定でいるんですが、そういったものを参考にしながら、令和6年から8年度までの給付費を適正に見込んだ上で試算してまいりますものなので、今の時点では未定というふうになっております。

なお、9期の介護保険料につきましては、令和5年度の後半あたりでお示しできるのではないかとこのように思っておりまして、それに向けて準備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） では、下げるといのはなかなか私は難しいとは思いますが、その上げ幅を抑えるという部分で、町としてどういったことに取り組んでいくのか、どういったことに取り組んでいるのかというのがあれば、教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 介護保険料を抑えたいという気持ちはあるんですが、こういうふうになれば介護保険料を抑えられるというのは、私たちの力でも本当に限度がございまして、先ほどたくさん要因が重なって、そしてその精査をして介護保険料が決まっていくというふうに申し上げたんですけども、地道に例えば地域支援事業の中で頑張っていくと

か、それからあとは何でしょうね、健康づくりの事業を充実させて、数年後の保険料が高くなるように健康度を高めていくとか、そういったちょっと何ですかね、地道な努力を重ねていくというようなことをしていくことが大事かなというふうに思います。また、分析をする力といいますか、それは介護保険料を定める際には、財政調整基金をどれだけ使っているのかとか、そういったようなことも力として蓄えておかなければいけないかなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 様々な要因が絡み合っているとところはもちろん重々承知なんです、今言った評価というところで成果だったり、評価を出す際にもその数値目標とかというものがないと、どうやって評価するんだという話になってくるとは思うんですが、そういった何か数値目標として定めたりとか、介護保険にこれくらい、伸び率はこれくらいにしましょうとか、そういった具体的な目標というものはつukれない、定められないものですかね。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 例えば、サービス量の見込みですとかを試算して設置することはできますし、あとは認定率とかはなるべく少ないほうがいいというふうなことは思っておりますけれども、具体的な数値としても出すのは大変難しく、介護度の割合も同様に推移していくというふうに先ほど申し上げたとおり、なかなかその年齢が85歳以上過ぎた方々がサービスを使うものとして多くなってまいりますので、そういった方が増えていくだろうということを思いますと、なかなかサービスが減るような目標を持ったところで難しいかなというところがあります。

ただ、1つは、今介護を受けている方がそれ以上介護が重くならないような重度化の防止ということは、保険者としては大変大きな役割としておりますので、今もその辺は介護保険の担当のほうで力を入れているところでございますので、継続してそういったことは続けていければなというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

今、課長のほうからもお話ありましたが、その悪くならないようにというところ、さらにひどくならないようにというところで、今予防介護、平成12年にこの介護保険という制度がスタートしたときは、国も使え使えっていうね、方針だったんですが、今社会情勢なんかも追従してですね、法改正される中で、平成29年5月ぐらいに、自立支援の推進だったり、介護

予防という先ほどの考え、そういったものに大きくかじを切ってきました。

その中で④の質問なんですが、介護予防、自立支援策として、町として実施しているものはどういったものがあるのかというところを、お聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今現在、町が実施しております介護予防自立支援施策といたしましては、町が社会福祉協議会さんのほうに委託をして行っております「まつしま元気塾」、それから地域介護予防活動支援事業としましては、地域の通いの場としてございます、自立活動への立ち上げ支援ですとか、補助金を交付したり、その他、地域の活動の場に理学療法士などのリハビリ専門職を派遣する事業、それから地域包括支援センターによる介護予防啓発に関する機関誌、年4回ほど発行しておりますが、そういったものでございます。また、生きがいつくり、役割づくりの推進としては、老人クラブの活動支援ですとか、外出支援を目的とした、高齢者世帯などのタクシー助成事業を実施しているところです。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 元気塾なんかはどれくらいの参加率だったりとか、どれくらい開催したとか、その具体的なところを教えてくださいなと思うんですが。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） コロナ禍になりまして、大分令和3年度とかの実施の回数はちょっと縮小したり、それからお休みしたりという時間もございましたけれども、実人数にして約100名の方、それから延べ回数にしまして、4,000回から5,000回実施しております。コロナ禍前は6,000回から7,000回の実施でございました。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） これは、該当する方の何割ぐらいの参加率という形になるんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 該当するといいますと、介護保険に該当すると。

○1番（菅野隆二君） これは、例えば誰でも参加していいというものなんですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） こちらは、介護保険に認定を受けていない方が参加するものでございます。

○1番（菅野隆二君） 年齢的なところは。

○議長（色川晴夫君） ちょっと、ちょっと待ってください。

- 1番（菅野隆二君） はい。
- 議長（色川晴夫君） 指名してからです。
- 1番（菅野隆二君） すみません。失礼しました。
- 議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。
- 1番（菅野隆二君） すみません。

その年齢的なところを、もうちょっとお聞かせいただければと思います。

- 議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。
- 健康長寿課長（齊藤恵美子君） 高齢者ですので、おおむねという年齢はございますけれども、若い方ですと60代から、平均しますと80代後半の年齢というふうになっております。
- 議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。
- 1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

僕がちょっと聞きたかったのは、それ60歳から例えば以上の方で、介護保険認定されていない方が該当するのであれば、その中でやっぱり予防するためには参加していただきたいんですけども、何名ぐらいいらっしゃるって、その中の100名が参加してるのかというところをお聞きしたかったんですが。

- 議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。
- 健康長寿課長（齊藤恵美子君） すみません。そこら辺は、ちょっと母数が分からないので、何ともお答えしかねるところでございます。
- 議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。
- 1番（菅野隆二君） では、この100名参加したというのは、町としては多くの方に参加していただけたのかという判断なのか。それとも、もうちょっと参加してほしいなという考えなのか、その辺はどうなんでしょうか。
- 議長（色川晴夫君） 答弁。齊藤健康長寿課長。

- 健康長寿課長（齊藤恵美子君） 大変難しいご質問で、私たちはもっと参加していただいてもいいなというふうに思いますし、ただ、必要な方が参加していただきたいなというふうに思いますと、やはりいろんな事情があって参加したくないなというふうに思う方もいらっしゃいますし、元気塾じゃなくて地域の通いの場で十分ですよとか、私たちはそもそも自分たちで活動していますとか、あと習い事をしているので結構ですよとか、いろんな選択肢の中で、まっしま元気塾などを、いろんな事業などを選んでいただいているというふうに認識しております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） もちろんいろいろ理由があって参加したくないとかという方も、無理やり参加させたほうがいいという話ではなくてですね、そういったところも先ほどに話戻りますけど、目標的なものを持っていないと、もしかしたらそれをもうちょっと中身を改善できるのかとか、そういった検討もできると思うんですが、そういった目標数値がない中で、ただ介護保険、今回1,000円月上がりましたよ、何とかいろいろやっていますけれども、なかなか上がりませんとかと言っても、お支払いしている町民にとったら、「ん」となると私個人的には思うんですが、そういったところで数値目標、私は設定したほうがいいと思うんですが、そういったものを設定するという点に関してはどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 確かに目標を持って事業をすることは私たちもすごく大事なと思いますし、目標を持つことで評価もできるので、ぜひ事業評価の指標として、ぜひ考えていきたいなというふうに思います。それが参加人数なのか、参加回数なのか、参加箇所なのか分かりませんが、それは担当課として十分に考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先ほどから元気塾の話をしていますけれども、それはある1つのことであって、ただ私が聞いている元気塾、男性が少ないというのは全体的に聞いています。コロナ前、そうですね、令和元年その前の年あたりですかね、どんぐりで例えば子供のふんみんと各元気塾の発表会なんかよくやっておられました。そうすると、その発表会のために各元気塾の皆さんが、そのサークルで合唱だったり踊りだったりを練習してきて、ステージ発表する場になるのですね。そういったのが盛んになると、自然とまたそう人が増えて、課長が言う100人じゃなくて150人とか、そういう数字になっていたような気がいたします。ただコロナ禍で人が集まるということがなくなった中で、少し今落ち込んでいるのかなと。こういったものについてもね、コロナ後の終息を見越して、今担当のほうでは活動しているということかと思えます。

一番はその健康寿命というんですかね、松島町は確かに高齢化なんですけれども、何か知らないけど松島の人たちは元気だねと言われることが、町としては一番うれしいことなんです。確かに1,000円高いかもしれないけど、あそこの町の人たちはうんと元気な人が多いよなとこういうふうと言われるのが、まず町としては望むところなんだろうと。ですから、健康事業、男にしても女性にしても、結構県内では高いところに来ていますので、てっぺんを目

指すというんですかね、そういったところを目標に掲げて、こういった介護保険等も使ってますね、きちっとやっていたらというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

私個人的にその元気塾は物すごい大賛成ですね、その健康寿命が長いというところで、元気な高齢者の方が多いというのも、物すごい僕も自慢できるところなんですけど、私が考えるのは、もしかしてその元気塾に来ての方とか、その元気な高齢者の方というのは、介護保険必要ない方たちだったりとかするんですけど、その足を運ばない、なかなか運ばないような方のほうが、もしかしたらその介護保険を使わざるを得なくなるような、リスクが高いと感じるんですね。だからこそ何かこう足を運んでくれるような仕組みだったりとか、さらに元気塾をよくしたりとかしていくために、その目標を設定したほうがいいのかなどというところで、お話させていただきました。

あと、その予防介護、元気な高齢者の方にさらに元気になってもらうためにというところで、私短期間で集中的なサービスを提供する、もしかしたら介護保険使わなくてはいけなくなるけれども、そこで集中的にサービスを提供して自立してもらえるようなC型と呼ばれるですね、短期集中予防サービスというものが肝になってくるだろうなというところは考えているんですけど、そのC型のサービス事業所がですね、松島町内に1つもないというところがあるんですけど、その辺なぜないのかというのが、もし分析だったりとか原因がもし分かっていたら教えていただきたいなと思ったんですけど。

○議長（色川晴夫君） 答弁。齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） C型って、総合事業といいまして、今通いとそれから訪問のサービス、介護保険の予防支援1に相当の方々が利用できる町の事業として位置づけられるサービスのことをおっしゃっていると思いますが、その中のC型としては、ABCとありましてC型としては、短期集中的に専門職が関わることによって、その方々の介護予防に資する、または重度化を防止するというようなことで解釈しておりました。

平成27年に介護保険事業計画を策定する際に、町はどういったそのA型、B型、C型の中の何ができるかといったときには、A型の町独自の基準で定めた通いの事業をしていこうというふうの方針として決めたところがございます、現在、訪問と通いと、訪問のほうは4か所、あと通いのほうでは5か所でそれを展開していただいているということがございました。また、C型についてはその当時検討しないわけではなく、まずは短期集中というよりは、細

く長くでもいいから継続していただくような事業をやっていこうということで、元気塾をさらに活性化するとか、通いの場を各地に広げていってというようなことで、一遍にはなかなか難しいので、そういう町が今できることを必要とされていることをやっていこうという方針でやったという経緯がございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 優先順位での関係でということであつたんですが、これは今の現状でいうと、そのニーズというものはこのC型に対してあるんでしょうか。どういった、その辺はニーズの感触をちょっと教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 実は短期集中で申し上げますと、リハビリ専門職の方は、実は各事業に入っていただくような事業がございます。元気塾のほうにも、それから地域のサロンですとか、場合によっては介護サービス事業所のほうにも、町が依頼をして、派遣のお礼をお支払いすることによって行っていただくというようなことで、実際の指導と評価までしていただけるというようなこともございますので、そういったところでやっていく中で、もっともっと需要がありそうだとした段階で、そういったC型も考える土台になるかと思いますが、現在のところ町のほうでは、専門職のその派遣事業ということで、何とか、何とかといいますか、賄えているのではないかとこのように考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。

では、もう1点なんですが、介護予防というところで話をすると、私も今回この質問をさせていただく中でいろいろとこう分からないながらいろいろ調べたんですが、介護保険法第4条にですね、国民は自ら要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努めるという文言があります。そうすることで、第5条内で、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるということになるんですが、ですのでこちら健康保持に努めることによって、介護保険に頼らなくてもいい状態を維持することで、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができますよというところがもう大前提としてあるんですが、その中で介護保険制度が保険料的にもシステムのほうもうまくいっていると言われる、他県も含めていろんな自治体のところを見ていると、この本質の部分を地域全体でうまく周知しているなというところ、しっかり予防していきましょうね、介護保

険に頼らないことが本当の自立した本当の幸せですよというようなことをですね、住民の方に周知させているなというところを感じたんですが、松島町としてその辺の周知はどういった形で行っているのか。また、それは十分できていますよというのか、足りないのかとか、そういったところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） いろんな周知の仕方はあると思うんですが、今菅野議員さんがおっしゃったような視点での周知としては、まだ足りない部分だというふうに思っております。今お聞きした内容につきましては深く忘れず、今後ぜひ周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） あと、これを通じた健康ポイント事業というのも新たにまた今月から始まったというところだったんですが、これもやはりその予防介護、介護予防というところの面を含めてやっている形なんでしょうか。お願いします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 参加する年齢によっては介護予防にもなりますし、どなた様でも参加できますので、広くは健康増進、疾病予防を大きく目標としております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 私、このポイント事業、物すごくいいなと思ったんですね。なので、もうちょっと周知してもいいのかなというところだったりとか、あとは拝見したんですけども、これダウンロードA3でしてくださいという形なんですけど、なかなかご自宅でA3でプリントアウトするの難しいだろうなと思ったりですね。この中にQRを書いてあるんですけども、QRを読んだとしてもまた同じここに行くだけだったので、ちょっと使い方もったいないなとかと思ったりしたんですが、こういったところでもっと町として周知していただいて、ポイントがたまったら、先ほどのその活躍できるというかですね、まだまだ元気なその高齢者の方に活用していただいて、これ全部たまったらインストラクターじゃないですけども、何かその町でやる元気塾のアシスタントとして、こう参加してくださいとかというのでもいいのかなとか思ったりはしたんですが。そうなんです。

ちなみに、これ記念品と交換しますと言っていて、昨日の段階で記念品決まっていなかったもので、それも突っ込もうと思ったら、先ほど記念品が決まりましたってラインで来たので、どうしようかなと今思っているんですが、でもすごく良い水筒ですかね、松島の水筒とあと

何か保冷バッグみたいなのがあったので、そういったもの、記念品があるからやるというのはどうかというところはあるんですが、必ず動機づけにはなるので、ほかにもいろんな、松島これじゃなきゃもらえないものとか、松島特有のものとかあったらいいかなというところがありました。

では、あと5つ目の質問にちょっと移らせていただきたいんですが、私は自立支援というところで、高齢者の方がいかに自立しているかというところを考えると、私は地域コミュニティーの中で誰かの役に立っているという、その気持ちが根っこだと個人的には思っています。その中で5番ですね、健康維持活動を積極的に行っている高齢者自らが担い手となって積極的に参画する機会、いわゆる参加しやすい仕掛けだったりとか仕組みというものを、もうちょっと先ほど言ったとおりその元気塾に参加したくなるようなものだったりとか、そういうものをつくって増やしていったほうがいいなと思うんですが、そういったものをもしやっているのであればそれを教えていただいて、あと今後やっていく予定、こういったことを考えていますとかというのであれば、教えていただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 例えば、老人クラブにつきましては、例年夏頃に友愛訪問といいまして、老人クラブの会員さん方がご自分の地域の皆様方のお宅を訪問、独り暮らしのお宅を訪問して声がけをしてくださったり、いろんな事業に参加を呼びかけてくださったりしております。また、ちょっとコロナ禍になってなかなかできないんですが、まつしま元気塾では先ほど町長が申し上げましたように、一堂に会して刺激を受け合うことによって、ますます参加を頑張ろうというような気持ちになって盛り上がりつつあります。これから元気な高齢者の皆様方のお力を借りるとすれば、例えば何かに参加した方々がそういった意識を持ってほかの人たちに目を向けていただけるような仕掛けが必要かなと思いますことと、それから若い年代の方々、菅野議員さんのようにエネルギーを持った方々が地域の支え手となったり、仕掛け人となってくださったりとかするような、何ですかね、人づくりと申しますか私たちとの関係性みたいなものを、これからますます力を入れてやっていかなくてはならないかなというふうに思います。ここ二、三年そういったことを目指していこうと思って第8期計画をつくった矢先に、コロナというようなものがやってまいりまして、大変恨めしく思うところではあるんですが、やはり人と人との関係を大事にしていかななくては介護予防というのはなかなか難しいところではありますので、その辺、今回いただきましたいろんなご指導を基にいろいろと事業計画に役立てていきたいというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 期待しております。

あと、1点だけ。その中でコロナがあってもどうしてもできないというお話、もちろんしょうがない部分はあるんですが、今まだそのコロナ終息というのはまだはっきり見えていない中で、でもコロナだからできないとかとやってしまうと、さらにその動かなくなる方が増えたりとかという可能性ももちろん秘めている中で、そういったところでコロナでも何かできることとか、こういったことをやっているとかというのがあれば教えていただけますか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 2年半前にコロナが出てきて、感染症がとても恐ろしいものが出てきて、みんな高齢者の方々が集まれないといったときに大変危機感を持ちまして、何かできないかというふうに考えたときに出たアイデアが、じゃあラジオ体操とかだったらみんな知っているから、これをみんなで動画で映して、DVDとかにつくったりとかしてみんなに見てもらって、家でも気軽にやってもらおうとかということとか、それから実際に町で体操をオリジナルで、「どんぐりバランス体操」というんですけれども、そういうものをつくって各地区の集まりの場に提供したりということで、なかなか直接仕掛けられないところではあったんですけれども、そういった今の時代、コロナの時代に何かできないかということで、そういったことは実施してまいりました。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） どんぐり体操でしたっけ、DVDの、そのDVDはどちらでもらえるとか。すみません、私も勉強不足で見ていなくてですね、どこにあるのかなと思ひまして。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 保健福祉センターどんぐりで、絶賛配付中でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 販売ですか。売っているわけではないんですよね。分かりました。

○議長（色川晴夫君） 健康長寿課長、いいですか。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 売ってはございません。配付しております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そういったところで、もちろん地域、誰かが主催してやらなければいけないというところで、町主体でとなるとなかなか難しいところもありますので、私もその地域でまず先頭になって

そういったところでやっていきますので、そういったところのバックアップだったりだとかを町のほうでしていただければなというところで、そういった考えで、その町全体でさらに元気な、言葉悪いかもしれないですけども、元気なじいさん、ばあさんがいる地域は元気ですから、そういった地域になっていただければ、そうすれば先ほど一番最初に言った介護保険事業計画にもある、高齢者がいつまでも元気で暮らせるまちづくりが実現されると思っています。

そういった部分で、あとはその数値目標だったりとかというのもぜひ検討していただいてですね、その効果が出ているのか、そのやったことが町民にとってどんないいことを生み出したのかというところも、ちょっと考えながらやっていただければと思います。

そういったことを期待して、私の一般質問以上となります。

○議長（色川晴夫君） どうもご苦労さまです。

1 番菅野議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は明日10日に延会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、6月10日午前10時です。皆さん、大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

午後4時53分 散 会